

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 6 月 25 日（水）

支出負担行為担当官

堀池 岳

1 概要及び日程等

(1)調達件名

令和 7 年度 年度後半における集中的な就職面接会事業

(2)履行期間又は履行期限

契約日から令和 7 年 3 月 31 日（火）

(3)履行場所

支出負担行為担当官が別途指定する場所

(4)契約方法

一般競争入札（最低価格落札方式）

(5)入札説明書の交付

この公告の日から競争参加資格確認関係書類等の提出期限まで（入札説明書の受領にあたり事前の連絡等は必要ありません）

(6)入札説明会の日時及び場所

実施しません。

(7)競争参加資格確認関係書類等の提出期限

令和 7 年 7 月 10 日（木） 17 時 00 分

(8)入札書の提出期限

令和 7 年 7 月 11 日（金） 15 時 00 分

(9)開札の日時及び場所

令和 7 年 7 月 14 日（月） 9 時 30 分

〒892-8535

鹿児島県鹿児島市山下町 13 番 21 号

鹿児島合同庁舎 3 階 第 2 会議室

2 照会先

入札説明書の交付場所、入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先（入札説明書の受領にあたり事前の連絡等は必要ありません）

〒892-8535 鹿児島県鹿児島市山下町 13-21 鹿児島合同庁舎 2 階

鹿児島労働局総務部総務課会計第 1 係 担当：中島

電話：099-223-8275（内線：102） Mail:nakashima-daisuke.5z1@mhlw.go.jp

上記の交付場所及び調達ポータルサイトにおいて、入札説明書を交付する。

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 7・8・9 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長から「役務の提供等」で A、B 又は C 等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 厚生労働省から指名停止を受けている者でないこと。
- (5) 資格審査申請書及び添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) その他予算決算及び会計令第 73 条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

4 入札方法等

(1) 入札方法

入札金額は総価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 電子調達システムの利用

本入札は電子調達システムで行う。ただし、電子調達システムにより難しい者は、紙による入札を認める。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、入札に参加を希望する者は、上記証明書類とあわせて暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者その他入札の条件に違反した者が提出した入札書は無効とする。

また、入札に参加した者が、（３）の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

入札説明書の規定に従い入札書を提出した入札者のうち、競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、契約を履行できると支出負担行為担当官が判断した者であって、当該入札者の入札価格が予決令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) その他

詳細は入札説明書及び仕様書による。

3 利用開始方法

政府電子調達 (GEPS (ジープス)) を利用するには、環境の準備 (政府電子調達 (GEPS (ジープス)) 及び調達ポータル)、電子証明書の取得、調達ポータルへの利用者登録が必要です。

推奨環境の準備 → **調達ポータル** → https://www.p-portal.go.jp/how_to_use

推奨環境を参考にソフトウェア、ハードウェア及びネットワークをご準備ください。また、準備が終わりましたら、環境設定を行ってください。政府電子調達 (GEPS (ジープス)) 及び調達ポータルの推奨環境及び環境設定については、上記 URL をご確認ください。

電子証明書の取得

政府電子調達 (GEPS (ジープス)) では電子証明書を利用した認証を行っています。電子証明書とは、信頼できる第三者 (認証局) が本人であることを電子的に証明するもので、書面取引における印鑑証明書に代わるものです。政府電子調達 (GEPS (ジープス)) では以下に示す「対応認証局一覧」の電子証明書が利用できます。政府電子調達 (GEPS (ジープス)) をご利用になる前にご準備ください。詳細に関しては、各認証局へお問い合わせください。なお、利用にあたっては、法人・個人事業主等の組織に所属する代表者等に対して発行される電子証明書をご用意していただく必要があります。新規に電子証明書を申請される場合には、電子証明書に住所が格納されるよう、申請書 (申請フォーム) に住所を明記していただくようお願いいたします。

【対応認証局一覧】

対応認証局	ICカード形式	ファイル形式
NTTビジネスソリューションズ株式会社 (e-Probatio PS2 サービスに係る認証局)	○	×
三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社 (DIACERT-PLUSサービス)	○	×
セコムトラストシステムズ株式会社 (セコムパスポート for G-IDに係る認証局 タイプB (一般向け・属性型証明書))	×	○
株式会社帝国データバンク (TDB電子認証サービスTypeAに係る認証局)	○	×
電子認証登記所 (商業登記に基づく電子認証制度)	○*	○
株式会社トイックス (TOiNX電子入札対応認証サービスに係る認証局)	○	×
日本電子認証株式会社 (AOSignサービスに係る認証局)	○	×
地方公共団体情報システム機構 (公的個人認証サービス) (マイナンバーカード)	○	×

※日本電子認証 (法人認証カードサービス)

利用者登録 → <https://www.p-portal.go.jp/manuals>

調達ポータルへの利用者登録の方法については、上記 URL に掲載されている「調達ポータル操作マニュアル」の「利用者情報を管理する > 初めて利用する方 > 電子証明書 / マイナンバーカード (代表者)」または「利用者情報を管理する > 初めて利用する方 > 電子証明書 / マイナンバーカード (代理人)」をご確認ください。

お問合せ先

■ ご不明な点については、下記 URL の FAQ をご参照ください。

調達ポータル → <https://www.p-portal.go.jp/faq>



■ FAQ をご確認くださいても問題を解決できない場合は、下記ヘルプデスクまでお問い合わせください。

調達ポータル → **ナビダイヤル** ☎ 0570-000-683 **IP電話等** ☎ 03-4332-7803

受付時間: 平日 9時00分～17時30分
(国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く) その他、FAX又はメールでのお問合せも受付けています。

システム障害等やむを得ない事情により政府電子調達が利用できない場合には、入開札の延期を行う場合がありますので、入札公告または入札説明書に記載された問い合わせ先等へご連絡ください。



政府電子調達 (GEPS)

ジープス

調達情報の確認・入札・契約・請求等を、
インターネットを利用して行うことができます。



「調達ポータル」サイトで、さらに便利になりました。

「調達ポータル」サイトでは、調達情報の検索や事業者情報の検索に加え、競争参加資格申請や入札・契約業務を行うことができます。詳しくは調達ポータルサイトをご覧ください。

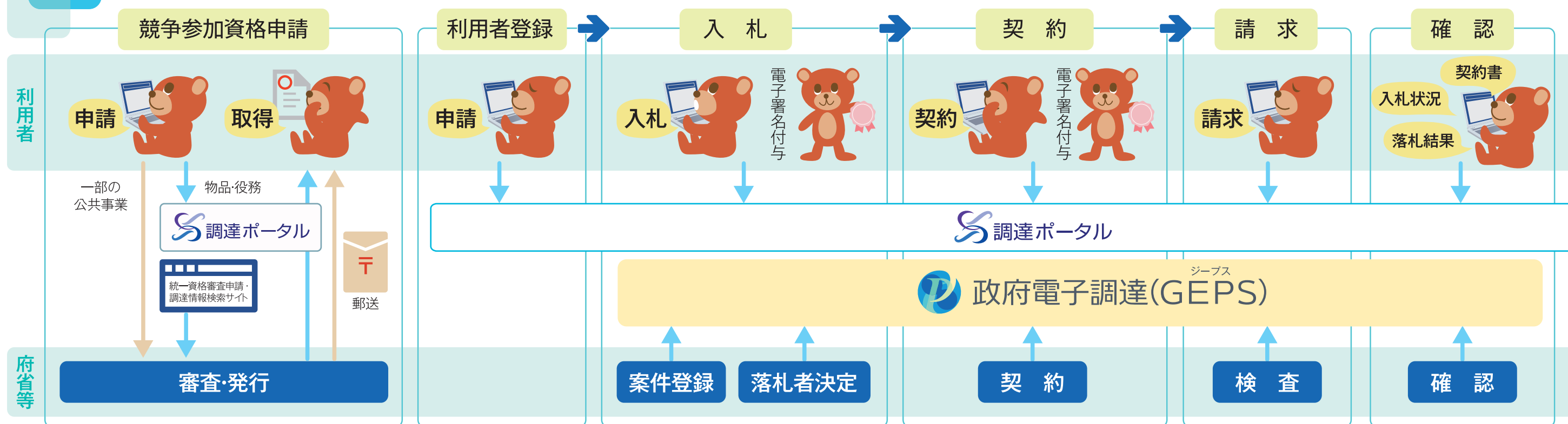
調達ポータル

検索



内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院

政府電子調達(GEPS(ジープス))



1 政府電子調達 (GEPS(ジープス))とは

政府調達の一連の手続きを電子化

これまで「物品・役務」の入札業務については、一部の府省等において電子化されていましたが、政府電子調達(GEPS(ジープス))を利用することにより、「物品・役務」及び「一部の公共事業」の入札、契約、請求等の一連の業務を電子的に処理できるようになります。

窓口を統一

政府電子調達(GEPS(ジープス))は府省共通のシステムとして運用されるため、利用機関の調達案件を、本システムを統一窓口として同一の操作で処理することができます。

利用府省等

内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院

※府省等により、対象案件の範囲などが異なる場合があります。詳細については、各府省等にお問い合わせください。

2 ご利用のメリット

上記の業務をワンストップでできる！

ワンストップで手続き可能

統一資格申請から調達案件の検索、入札、契約、請求までの一連の業務を調達ポータルから行えます。

常時利用可能※

※システムメンテナンス時を除きます。

インターネット環境があれば、いつでもどこでも利用する事が可能です。

印紙税が不要

電子手続では印紙税法の課税物件が存在しないため、印紙税納付がありません。

移動や郵送費の削減

簡単に遠方や複数の同時調達案件に参加する事ができ、書類の発送が不要です。

書類保管費の削減

電子管理のため、バインダーや書棚などの書類保管に関する費用を削減できます。

印鑑が不要※

※法令で義務のある場合を除きます。

電子証明により手続きの担保をシステム側で行うため、印鑑が不要です。

最低価格落札方式

令和7年度 年度後半における集中的な就職面接会事業
入札説明書

鹿児島労働局

入 札 説 明 書

「令和 7 年度 年度後半における集中的な就職面接会事業」の調達に関わる入札公告（令和 7 年 6 月 2 5 日付）に基づく入札等については、他の法令等で定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 堀池 岳

2 調達内容

（1）調達案件 令和 7 年度 年度後半における集中的な就職面接会事業

（2）調達案件の仕様

別添仕様書のとおり。

（3）契約期間

契約日から令和 8 年 3 月 3 1 日（火）

（4）履行場所

別添仕様書のとおり。

（5）入札方法

入札金額は総価とする。また、落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 % に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

また、この契約金額は概算契約における上限額であり、事業終了後、事業に要した額の確定を行い、実際の所要金額がその契約金額を下回る場合には、実際の所要金額を支払うこととなる。

（6）入札保証金及び契約保証金

免除する（会計法第 2 9 条の 4、第 2 9 条の 9、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 7 2 条第 1 項、第 7 7 条第 2 号及び第 1 0 0 条の 3 第 3 号）。

3 競争参加資格

（1）予決令第 7 0 条及び第 7 1 条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

ア 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）、破産者

で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者。

イ 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。）

（ア）契約の履行に当たり故意に製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

（イ）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

（ウ）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

（エ）監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

（オ）正当な理由がなく、契約を履行しなかった者

（カ）契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

（キ）前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

（2）令和07・08・09年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）においてA、B又はC等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

（3）次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。

ア 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者

イ 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者

（4）労働保険及び厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険又は国民年金の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと（入札書提出期限の直近2年間の保険料の滞納がないこと。）。

（5）厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

（6）入札書提出時において、過去3年間に厚生労働省所管法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該事業遂行に支障を来すと判断される者でないこと。

（7）「情報セキュリティマネジメントシステム（国際規格ISO/IEC27001又は日本産業規格JISQ27001）の認証」又は「プライバシーマーク付与（JISQ15001）」のうち、いずれかを取得している者又は支出負担行為担当官が本事業を履行するに足る個人情報保護体制を有すると認めた者。

（8）過去に本事業と同等規模以上の類似業務の実績を有していること。

（9）本業務の作業場所及びデータの保管場所は、日本国内とすること。

（10）個人情報等の適切な管理が可能な作業場所や設備・機器が用意できること。

（11）入札書提出時において、過去1年間に鹿児島労働局が所管する委託事業で以下のいずれかに該当し、当該委託業務の遂行に支障を来すと判断されるものでないこと。

- ① 契約書に基づき、受託者の責において、委託事業の全部若しくは一部の停止、又は契約の解除を受けたこと
- ② 契約書に基づき、委託者による監査を受け、業務実施に係る指導を受けたにもかかわらず、期日までに改善をしなかったこと
- ③ 契約書に基づき、委託者から実施状況報告を求められたにも関わらず、期日までに回答をしない又は回答が不十分など誠実に対応しなかったこと
- ④ 契約書に基づく検査の結果、受託者の責において、業務の未履行のために不合格となったこと

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒892-8535

鹿児島市山下町 13 番 21 号 鹿児島合同庁舎 2 階

鹿児島労働局総務部総務課

担当 中島

電話 099-223-8275

電子メール nakashima-daisuke.5z1@mhlw.go.jp

(2) 仕様書に関する問い合わせ先

ア 問い合わせ先・方法

下記のアドレスへのメールにて受け付ける。

なお、メールの件名は本事業に係る問い合わせであることが分かるものとする。

〒892-0847

鹿児島市西千石町 1 番 1 号 鹿児島西千石第一生命ビル 1 階

鹿児島労働局職業安定部訓練課

担当 高野

電話 099-219-8711

電子メール takano-shouta@mhlw.go.jp

イ 問い合わせの受付期間

令和 7 年 6 月 25 日（水）～令和 7 年 7 月 9 日（水）17 時

ウ 問い合わせに対する回答

問い合わせに対する回答は、令和 7 年 7 月 10 日（木）正午までに、質問者及び入札書類を交付しかつ入札に参加を希望する者に対しメール等で行う。

(3) 入札説明書交付期間

令和 7 年 6 月 25 日（水）～令和 7 年 7 月 10 日（木）17 時 00 分

上記（1）の場所にて交付する。入札説明会は実施しないため、事業内容等の質問等については、上記 4（2）を踏まえて、問い合わせること。

(4) 競争参加資格等確認関係書類の提出期限及び場所

日時 令和 7 年 7 月 10 日（木）17 時 00 分

場所 上記（1）に同じ

5 入札書の提出方法等

(1) 入札書の提出場所

上記4(1)に同じ

(2) 入札書の提出方法

本案件は政府電子調達システムにより提出するものとする。ただし、政府電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に書面より申し出ること、紙入札方式によることができる。

その場合、電子入札案件の紙入札方式での参加について（別紙6）により申し出ること（郵便での入札も含む）。

また、入札者はその提出した入札書の引換え、変更又は取消をすることができない。入札書提出後において、不知、不明を理由として異議を申し立てることはできない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

① 政府電子調達システムにより入札を行う場合

令和7年7月11日（金）15時00分までに、発注者側に到着するよう提出すること。

なお、政府電子調達システムによる場合、通信状況により入札書等が発注者側に到着しない恐れがあるので、期限までに余裕をもって入札書等の提出を行うこと。

② 紙による入札を行う場合

入札書（別紙1-1）は封筒に入れ、封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官鹿児島労働局総務部長殿と記載）を記入した上で、「7月14日開札『令和7年度年度後半における集中的な就職面接会事業』の入札書在中」と朱書き、上記4(1)あてに令和7年7月11日（金）15時00分まで（電子入札と同一日時）に提出すること。

再度入札を希望する場合は、それぞれの封筒の封皮に「○回目」と記入し、何回目の入札書か分かるようにすること。

③ 郵便による入札を行う場合

郵便（簡易書留に限る。）により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「7月14日開札『令和7年度 年度後半における集中的な就職面接会事業』の入札書在中」と朱書き、中封筒の封皮には、上記②の直接に提出する場合と同様に氏名及び宛名を記し、上記4(1)あてに令和7年7月11日（金）15時00分【必着】（電子入札と同一日時）までに提出すること。

再度入札を希望する場合は、それぞれの封筒の封皮に「○回目」と記入し、何回目の入札書か分かるようにすること。

(3) 代理人による入札

ア 代理人が政府電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続を終了しておかなければならない。

なお、電子入札においては、復代理人による応札は認めない。

イ 代理人が紙又は郵便による入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札書提出期限までに代理委任状（別紙 7）を提出しなければならない。

なお、代理人が復代理人を選定する場合には、上記（1）まで連絡すること。

ウ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

エ 代理委任状（別紙 7）の提出がある場合には、封印等の押印は、代理人の押印のみで足りるものとする。

（4）入札の無効

ア 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

イ 別紙 3 及び別紙 4 の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

（5）入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることができる。

6 開札

（1）開札の日時

令和 7 年 7 月 14 日（月）9 時 30 分

鹿児島市山下町 13-21 鹿児島合同庁舎 3 階 第 2 会議室

（2）電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、開札場における立合いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻に端末の前で待機し、同システムにより開札に立ち会うものとする。

（3）紙による入札の場合

ア 紙により入札書を提出した場合には、開札は、原則として入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

なお、開札への立会を希望する場合は、開札日の前営業日までに、上記 4（1）の連絡先へ電話又はメールで連絡すること。

イ 入札者又はその代理が立ち会わない場合は、入札執行事務に係るもの

い職員を立ち会わせて開札を行うため、事前の連絡は不要である。開札の結果は電話等で連絡する。

ウ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

エ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 入札者又はその代理人が開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書等を提示しなければならない。

(4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに1回のみ再度入札を行う。再度入札への参加を希望する場合は、あらかじめ再度入札のための入札書を郵送にて提出しておくこと。

なお、政府電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度入札を行うものとする。

7 その他

(1) 本入札及び契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札手続に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、令和7年7月10日（木）（必着）までに別紙2により令和07・08・09年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の写し等を上記4（1）契約条項を示す場所に提出すること。

(3) 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

ア 本入札説明書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当省が用意した入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

(4) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、落札者からの落札額の内訳（請負金額内訳明細書）の提出後、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が、遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案2通に記名押印をし、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記のイの場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当

該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

オ 契約締結後、国は契約に係る情報（契約日、契約の相手方の名称、住所、法人番号及び契約金額等）を公表する。

（5）支払条件等

適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払う。

○ 様式等

別紙1－1 入札書

別紙1－2 再入札書

別紙2 競争参加資格等確認関係書類

別紙3 競争参加資格に関する誓約書

別紙4 誓約書

別紙5 適合証明書

別紙6 電子入札案件の紙入札方式での参加について

別紙7 委任状

別添1 仕様書

別添2 委託要項、契約書（案）

入 札 書

¥ _____

※落札金額が同額の場合に実施する電子くじ用の
任意の数字 3 桁を下欄に記載すること。

--	--	--

案件名：「令和 7 年度 年度後半における集中的な就職面接会事業」

上記のとおり入札説明書を承諾のうえ入札いたします。

令和 年 月 日

住 所

商 号

代表者

支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長 殿

※代理人で入札する場合は、代表者氏名の下に代理人である者の氏名を記載し、
別途委任状を添付すること。

再入札書

¥

(消費税及び地方消費税は含まない)

※落札金額が同額の場合に実施する電子くじ用の
任意の数字3桁を下欄に記載すること。

--	--	--

件名：令和7年度 年度後半における集中的な就職面接会事業

上記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住所

商 号

代 表 者

(代 理 人 印)

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

※代理人で入札する場合は、代表者氏名の下に代理人である者の氏名を記載し、別途委任状を添付すること。

競争参加資格等確認関係書類

1 提出書類

- (1) 令和07・08・09年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の写
- (2) 労働保険及び社会保険に係る保険料（適用されている全ての保険）の滞納がない証明（アを原則とし、用意できない場合はイ）
- ア 保険料の納付を受け付ける機関による証明日（提出日から6ヶ月以内）において過去2年以上の保険料の滞納がないことの証明がなされた書面（写しの提出可）
- 例：労働保険料等納入証明書（労働保険）
社会保険料納入証明書（社会保険）
- イ 直近2年間の領収書等納付状況を明らかにできる書類の写し
- 例：納付書・領収証書（労働保険）
領収済通知書（社会保険）
- (3) 誓約書（別紙3及び別紙4）及び添付書類（添付書類は、以下①～④の通り。ただし、①と②については、いずれか）
- ①情報セキュリティマネジメントシステム（国際規格ISO/IEC 27001又は日本産業規格JISQ 27001）の認証」若しくは「プライバシーマーク付与（JISQ 15001）」のうち、いずれかの認定書等の写し
- ②委託契約書（案）第33条（個人情報の取扱い）に記載している内容を満たすことがわかる資料（個人情報の取り扱いについて定めた社内規程等）
- ③過去に本事業と同等規模以上の類似業務の実績を有することが分かる資料（委託契約書等）
- ※過去3か年度以内に鹿児島労働局の委託により、「年度後半における集中的な就職面接会事業」の実施実績がある場合は、省略可能。
- ④作業場所及びデータの保管場所が日本国内であることが分かる資料
- ※作業を行う事業所の所在地が分かる資料と、その事業所の写真等の添付で可。
- (4) 適合証明書（別紙5）

2 提出期限 令和7年7月10日（木）17:00（必着）

競争参加資格に関する誓約書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
 - 2 入札書提出時において、過去 3 年間に厚生労働省所管法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該事業遂行に支障を来すと判断される者でないこと。
 - 3 入札書提出時において、過去 1 年間に鹿児島労働局が所管する委託事業で、以下のいずれにも該当しないこと。
 - ① 契約書に基づき、受託者の責において、委託事業の全部若しくは一部の停止、又は契約の解除を受けたこと
 - ② 契約書に基づき、委託者による監査を受け、業務実施に係る指導を受けたにもかかわらず、期日までに改善をしなかったこと
 - ③ 契約書に基づき、委託者から実施状況報告を求められたにも関わらず、期日までに回答をしない又は回答が不十分など誠実に対応しなかったこと
 - ④ 契約書に基づく検査の結果、受託者の責において、業務の未履行のために不合格となったこと
- 以下の①、②のいずれにも該当しないこと。
- ① 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当する者であること。
 - ② 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当する者で、その事実があった後 2 年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。）であること。
- 4 事業の実施にあたっては、各種法令を遵守すること。
 - 5 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
 - 6 前記 1 から 5 について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長 殿

誓 約 書

☐ 私

☐ 当社は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を、契約における身分確認のため、警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者。
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者。
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者。

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名又は代表者名

※個人の場合は生年月日が明らかとなる資料を、法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

役員等名簿

法人（個人）名：

[illegible]

令和 年 月 日

適 合 証 明 書

入札説明書に記載の「競争参加資格」について以下のとおり適合することを証明いたします。

住所

商号又は名称

代表者氏名

案件名：年度後半における集中的な就職面接会事業

競争参加資格	適否	合格判定の拠となる事由
経営の状況が健全であること。		添付書類は不要
情報セキュリティマネジメントシステム（国際規格ISO／IEC27001又は日本産業規格JISQ27001）の認証」若しくは「プライバシーマーク付与（JISQ15001）」のうち、いずれかを取得している者又は支出負担行為担当官が本事業を履行するに足る個人情報保護体制を有すると認めた者。		認定書等の写しの添付又は委託契約書（案）第33条（個人情報の取扱い）に記載している内容を満たすことがわかる資料。
過去に本事業と同等規模以上の類似業務の実績を有していること。		実績を有することが分かる資料（様式任意。概ね3か年度以内。国及び地方公共団体との契約があれば優先的に記載すること。） ※過去3か年度以内に鹿児島労働局の委託により、「年度後半における集中的な就職面接会事業」の実施実績がある場合は、省略可能。

本業務の作業場所及びデータの保管場所は、日本国内とすること。		作業場所及びデータの保管場所について、左記の条件を満たすことが分かる資料（所在地、写真等）を添付すること。
個人情報等の適切な管理が可能な作業場所や設備・機器が用意できること。		添付書類は不要。
情報の漏えい、改ざん、消失等の事象が発生した場合において実施すべき事項、手法等が明確化されており、かつ、情報セキュリティ及び個人情報保護に関する教育体制が整備されていること。また、過去に重大な情報漏えい問題が発生していないこと。		添付書類は不要

※「適否」の判定に当たっては、「○」又は「×」のいずれかを記入すること。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、政府電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札案件名：令和7年度 年度後半における集中的な就職面接会事業
- 2 政府電子調達システムでの参加ができない理由

(記入例)

別紙 6

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、政府電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札案件名：令和 7 年度 年度後半における集中的な就職面接会事業
- 2 政府電子調達システムでの参加ができない理由
 - ・ 認証カードの申請中だが、手続きが遅れているため。
 - ・ 電子調達システムの導入について検討中であるため。

委 任 状

(住所)

私は、(氏名) 印 を代理人と定め下記案件
の

入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

記

案件名：令和 7 年 7 月 14 日開札

「令和 7 年度 年度後半における集中的な就職面接会事業」

令和 年 月 日

住 所

商 号

代表者

印

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

「令和 7 年度 年度後半における集中的な就職面接会事業」 の業務委託に関する仕様書

1 概要

高校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校等において卒業年次の者及び既卒 3 年以内の者を対象に就職面接会を年度後半に開催する。

2 委託内容

- (1) 求人企業及び学生等参加者への周知広報
- (2) 求人企業の受付
- (3) 会場との打合せ
- (4) 就職面接会の当日の運営
- (5) 就職面接会の開催結果報告
- (6) その他就職面接会の企画、運営に係る業務

3 具体的な内容

- (1) 実施スケジュール
仕様書別紙 1 のとおり
- (2) 対象者
高校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校等において卒業年次の者及び既卒 3 年以内の者
- (3) 開催日時
「新卒者のための就職面接会 i n 鹿児島」…参加企業を変更する 2 部構成
令和 7 年 11 月 4 日（火）
（受付時間 9:30～15:00 ただし 12:00～13:00 を除く）
【午前の部】 10:00～12:00 【午後の部】 13:30～15:30
- (4) 参加企業数
 - ① 午前…31 社
 - ② 午後…31 社

- (5) 開催場所（鹿児島労働局にて仮予約済み ※会場使用料は下記に確認のうえ、入札書の算定に含めること）

【面接会会場】ライカ南国ホール（ホワイエ含む）

【昼食・待機スペース】貸会議室ルームC

鹿児島市中央町 19-40 Li-Ka19-20 5階 TEL 099-203-0649

- (6) 就職面接会の周知

① リーフレット・ポスター

就職面接会周知用リーフレットおよびポスターを作成すること。デザインは、鹿児島労働局と協議の上、決定することとし、8月8日（金）までにデータを提供すること。また、別紙2、3の仕様により労働局・ハローワーク等へ8月27日（水）までに納品すること。なお、各安定所等には印刷業者から直接納品でも可とする。

高校・大学等へは、受託者より発送することとし、9月10日（水）必着とする。高校へ送付する際は、送付状に生徒用マニュアル、リーフレット、面談票（別紙4）を添えて送付すること。県外に本部がある県内の通信制の高校にも送付すること。全日制と定時制のある高校にはそれぞれ別に送付すること。具体的な送付先については別紙5のとおりとし、送付状及び生徒用マニュアルの内容については別紙6、7を参考とすること。大学等へ送付する際は、送付状にポスターとリーフレットを添えて送付すること。送付先については別紙8～10とし、送付状の内容については別紙11を参考とすること。

② 面接会周知用ウェブページの作成

受託事業者のウェブサイト内に面接会専用ページを作成する等によりインターネットで広く周知すること。周知は8月18日（月）までに開始すること。

③ 鹿児島市の路面電車（市電）における広報

別紙12のとおり鹿児島市の路面電車（市電）の窓吊り広告によっても周知すること。広告掲載時は実際に掲載されていることを現場で確認し写真撮影すること。（掲載について、鹿児島市交通局へ仮予約を行っているため、正式予約をすること。

④ その他

その他、参加する求職者の確保に必要な措置を講じること。

(7) 企業の受付について

① 企業の申込要件について

以下の要件を満たす求人を行っている企業を対象とする。

- ・ 鹿児島県内を就業場所としている求人であること。
- ・ 正社員求人であること。
- ・ 「既卒3年以内応募可」の求人であること。

② 申込みの受付について

企業からの参加申し込みはメールか申込みフォームにより受付を行うこと。申し込み時は学卒求人（2件まで）を添付することとし、上記①の要件を満たしていない場合は随時企業に連絡すること。また、申し込みのあった企業については別紙 13「参加申込一覧」により1週間ごとに鹿児島労働局に報告すること。申し込みの締め切りは9月29日（月）までとする。

③ 参加企業の選定および結果連絡について

参加企業の選定は鹿児島労働局で行う。選考方法は抽選を基本とするが、ユースエール、くるみん、プラチナくるみん、えるぼし認定企業は優先参加とし、そのほか職種や求人の種類（高卒、大卒等）のバランスや求人数などにより調整を行い決定する。選定外となった理由等の問い合わせには一切応じないため、予め申込み用紙に記載するなどして了承を得るとともに企業から問い合わせがあった場合は説明すること。

参加企業が決定後、10月8日（水）までに申し込みのあった全ての企業に対してメールや電話等で結果連絡をすること。

④ 面接会専用ウェブページへの参加企業掲載について

参加企業の一覧を10月10日（金）までに面接会専用ウェブページに掲載すること。その後、準備が整い次第、参加企業の募集職種、大卒等用求人の求人票データへのリンク及び高卒用求人の求人番号をすみやかに掲載すること。求人票データは労働局から提供する。

また、高校生の面談票（別紙 4）のデータを9月10日（水）までに掲載すること。

(8) 参加企業への事前案内について

参加企業へは 10 月 22 日（水）までに当日の案内通知を行い、面接会における留意事項について連絡すること。留意事項の文面については、鹿児島労働局と協議すること。

(9) 当日配布用冊子の作成について

就職面接会当日用の資料として、企業ブース配置図、参加企業一覧、求人票等を掲載した就職面接会資料（冊子）を作成し、面接会当日に会場で配付すること。当該資料のデザイン等については別紙 14 の仕様書に基づき鹿児島労働局と協議の上、決定すること。

また、冊子に掲載する求人票は、1 企業 2 件までとするが、参加企業一覧には冊子に掲載する 2 件の求人情報（企業名、職種、募集人数、就業場所）に加え、さらに最大で 4 件分（計 6 件まで）の求人情報を掲載することとし、企業ブースでは（7）①を満たす求人に関し制限なく案内できるものとする。

なお、ユースエール、くるみん、プラチナくるみん、えるぼし、それぞれの認定企業の場合、参加企業一覧にその旨わかりやすく表示することとし、ユースエール認定企業については、鹿児島労働局が電子データ（PDF 形式）で提供する PR シートを求人票とあわせて掲載すること。

その他掲載内容は鹿児島労働局と協議すること。

(10) 受付用紙等の作成

面接会当日は高校生の引率者に別紙 15 の「受付票」を記入させること。大学生等の参加者の受付時は学生に別紙 16 の「受付票・面談票」を記入させること。「受付票・面談票」は 4 枚複写式とし、1 枚目の「受付票」は受付に提出させ、2～4 枚目の「面談票」は面接時に企業へ提出させること。仕様については鹿児島労働局と協議の上、決定し 100 部準備すること。高校生の面談票（別紙 4）は、当日 20 部以上用意しておくこと。

(11) 鹿児島新卒応援ハローワーク宣伝ボールペンの作成

ボールペン持参をしなかった参加者へ配付する鹿児島新卒応援ハローワーク宣伝ボールペン（別紙 17 参照）を準備し、持参を失念した者に配付すること。

(12) 就職面接会当日の運営について

就職面接会当日の運営（会場設営、受付、進行、会場撤収等）の全てについて主体的に事務処理一切を行うこと。また、就職面接会が円滑に進行し、求人企業や生徒・学生側からの苦情やトラブルが発生しないよう、十分な人員配置と綿密な計画のもとで就職面接会を開催すること。

また、当日は鹿児島労働局との調整や不測の事態に備えるため、総括責任者を配置すること。

(13) 会場の予約・設営について

面接会会場は、Li-Ka19-20 ライカ南国ホールを仮予約しているので正式予約を行うこと。設営作業は面接会当日の午前8時00分から可能となっており、撤収作業は15時30分から16時50分までの間を想定している。17時00分以降、会場は使用できなくなるため、撤収作業時間は厳守すること。

また、昼食・待機スペースとして、会場と同フロアの貸会議室Cを10時から16時まで仮予約しているのでこちらも正式予約を行うこと。設営はスクール形式とし、撤収は15時30分から15時50分までの間で撤収作業を終えること。

会場設営にあたっては、以下の仕様を大きく下回らないこと。

① 求人者ブース

1 求人者あたりのブースには、机（幅2m程度）、求人者用椅子2脚、面接者用椅子3脚、パネルパーティションを机の両側面及び背面に設置し、募集学生（高卒・大卒等）の表示（A4サイズ程度）を行った上で、パネルパーティションにブース番号と企業名を表示（縦24cm×横100cm程度）すること。企業名の表示については卓上プレートでは認識しづらいため不可とする。また、ユースエール、くるみん、プラチナくるみん、えるぼし、それぞれの認定企業の場合、企業名と併せてそれぞれの認定企業とわかるよう強くアピールすること。

来場者が各ブースに訪問できるよう回遊性のある設営とするが、会場レイアウトについては、鹿児島労働局と協議すること。（参考までにレイアウト案を提示するがこの限りではない。）

なお、ホワイエに設置するブースのパネルパーティションについては、ホワイエの内装に合う色味のもの（例：ベージュや黄緑）を設置すること。（ホール内については、色の指定なし）

② 待機スペース

会場ホールまたは隣接するホワイエに待機用椅子を45脚程度設置

すること。(レイアウト案参照)

③ 受付・総合窓口・書記台・PR資料置き場

会場ホール入口付近に企業・高校生用受付、大学生等用受付、会場に事務局窓口として受付(幅2m程度)を合計3台(事務局窓口と他の受付を併用することも可)、書記台を4台程度(幅2m程度)、PR資料置き場を4台程度(幅2m程度)をホワイエに設置し、認識しやすいよう表示を行うこと。(レイアウト案を参考)

④ コピー機の設置

参加者が面談票等のコピーができるよう、コピー機1台(仕様:モノクロ、毎分30枚以上)を用意すること。

⑤ 看板の設置

以下の看板を設置すること。デザイン等はリーフレット、ポスターに準ずるものとし、具体的には鹿児島労働局と協議の上、決定すること。

- ・立て看板用案内ポスター(A1サイズ:縦841mm×横594mm程度、ホワイエ正面玄関前に設置)
- ・立て看板用案内ポスター(A3サイズ:縦420mm×横297mm程度、ホワイエ前エレベーターに連結する1階エレベーター前に設置)
- ・つり看板(縦900mm×横7200mm程度、会場ホール内に設置)

⑥ ブース配置図の看板

企業名とブースの配置を表示する看板(縦2000mm×横2000mm程度)を設置すること。企業は指定の時刻以降退出可能とし、終了時刻より前に退席する場合は事前に申し出させることとし、退席の申し出があった企業については当該看板にシール等により退出予定時刻10分前から「終了間近」の表示をわかりやすく行い、退出後は「終了」の表示を行うこと。ブース配置図看板は午前・午後それぞれ作成すること。

(14) 求人企業及び学生等、参加者の参加料や入場料は無料とすること。

(15) 会場入口や会場内数か所にアルコール消毒液を設置すること。

(16) 会場で発生したゴミは、受託業者の責任により廃棄すること。

(17) 就職面接会当日は、求人企業や学生等参加者に対し就職面接会の円滑な運営に関するアンケートを実施すること。アンケートの内容について

は労働局と協議の上、決定すること。

また、参加企業からは別紙 18 を徴収し、面接人数を把握すること。

(18) 報道機関の取材に対しては、事前に労働局と相談のうえ対応すること。
なお、報道機関の対応をする際は、記者の身分証を確認すること。

(19) 面接会当日の様子（面接開始前の様子、面接時間帯の様子）について、
写真撮影を行い電子データにより鹿児島労働局へ提供すること。ただし、
面接会参加者のプライバシーに配慮し、参加者の顔等が写ることがない
よう注意すること。

(20) 報道発表資料とするため、就職面接会当日の日の 15 時 30 分（厳守）
までに別紙 19 の内容を労働局に報告すること。

(21) 作業の進捗状況等を報告するため、労働局の担当職員との打ち合わせ
を定期的に行うこと。打ち合わせた内容については、事跡としてとりま
とめ、(22) に示す就職面接会の開催結果報告書の提出期限までに提出
すること。

(22) 開催結果報告書の提出および面接結果の報告について

11 月 30 日までに、就職面接会の開催結果報告書を提出すること。開催
結果報告書においては、求人企業及び学生等参加者の数、属性、求人企
業毎の面接実施人数、面接の結果（内定状況）、上記 3（17）のアンケ
ート結果等を記載することが想定されるが、開催結果報告書の内容につ
いては鹿児島労働局と協議の上、決定し、電子データにより報告するこ
と。

また、面接結果（内定状況）については、任意様式にて 1 ヶ月毎に局
へ提出し、3 ヶ月後を目安に最終報告を行うこと。

(23) 仕様書に則って、納入成果物（開催結果報告書等）を提出すること。
その際、鹿児島労働局の指示により、全数検査又はサンプル検査を行い、
品質保証を客観的に証明する資料（写真等）を納入成果物と併せて提出
すること。検査の結果、納入成果物の全部又は一部に不合格品が生じた
場合、受注業者は直ちに当該納入成果物を引き取り、必要な修正を行っ
た後、指定した日時までに、修正が反映された成果物をすべて納品する
こと。

4 留意事項

(1) 事業計画書の提出

受託者は受託が決定次第速やかに、本事業に係る詳細な計画書を提出することとし、労働局の了解を得る必要があること。また、計画書を提出する前に、労働局と打ち合わせを行うこと。計画書の内容が不十分であると判断される場合は計画の修正を行う必要があること。その他、労働局との連絡調整を十分に行った上で業務を実施すること。

(2) 守秘義務

受託者は、契約の履行に当たり、業務上知り得た情報については、他人に漏らしたり、他に利用するための情報として提供したりしないこと。

(3) 個人情報保護

受託者は、業務を行うために個人情報を取り扱う場合には、別途定める「個人情報取扱特記事項」を遵守し、個人情報に係る苦情及び法令違反と認められる事例が発生した場合は、速やかに労働局に報告するとともに、その指示に基づき、被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を講じること。

(4) 販売・宣伝の禁止

受託者は、就職面接会の会場等において、受託者の利益となりうる商品等の販売、宣伝及びこれに類する行為を行ってはならない。

(5) プライバシーの侵害、業務妨害等の禁止

就職面接会等において、学生等参加者のプライバシーの侵害とみなされる行為及び労働局の業務の妨害とみなされる行為を行ってはならない。

(6) 緊急時の対応

就職面接会において事故、急病等の緊急事態が発生した場合には、受託者の責任のもと、救急車の手配等適切な措置を講じるとともに、速やかに労働局へ連絡すること。

(7) 再委託

ア 委託業務の実施にあたり、その全部を一括して第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に再委託してはならない。

イ 委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は、再委託してはならない。

ウ 事業実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、受託者は、原則としてあらかじめ再委託に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告聴取そ

の他運営管理の方法について書面により申し出た上で、支出負担行為担当官鹿児島労働局総務部長の承認を得なければならない。ただし、事業の一部の再委託に当たっては、原則として、以下のことを行ってはならないこと。

(ア) 就職面接会の企画や当日の運営等、本事業の主体的な部分について、一括して再委託すること。

(イ) 委託費の金額に対する再委託に要した経費の割合が 50%を超えること。

エ 委託契約締結後にやむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先等を明らかにした上で支出負担行為担当官鹿児島労働局総務部長の承認を得るものとする。

オ 上記ウ又はエにより再委託を行う場合には、受託者は再委託先から必要な報告を聴取することとする。

カ 再委託を行う場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと。

キ 上記の守秘義務、個人情報保護、販売・宣伝の禁止、プライバシーの侵害、業務妨害等の禁止、緊急時の対応等については、再委託先は受託者と同様の義務を負うものとする。

(8) 会計関係帳簿の整理

関係書類（契約書、発注・納品・支払・領収等の書類）を時系列、経費の種類ごとに整理・保管すること。必要に応じて鹿児島労働局が確認することがあるので求めに応じ速やかに提示できるようにしておくこと。

(9) 一般管理費

一般管理費の算出に当たって、一般管理費率を用いて算出する場合は、10%もしくは、以下の計算式によって算出された率のいずれか低い率とすること。

$$\text{一般管理費率} = (\text{「販売費及び一般管理費」} - \text{「販売費」}) \div \text{「売上原価」} \times 100$$

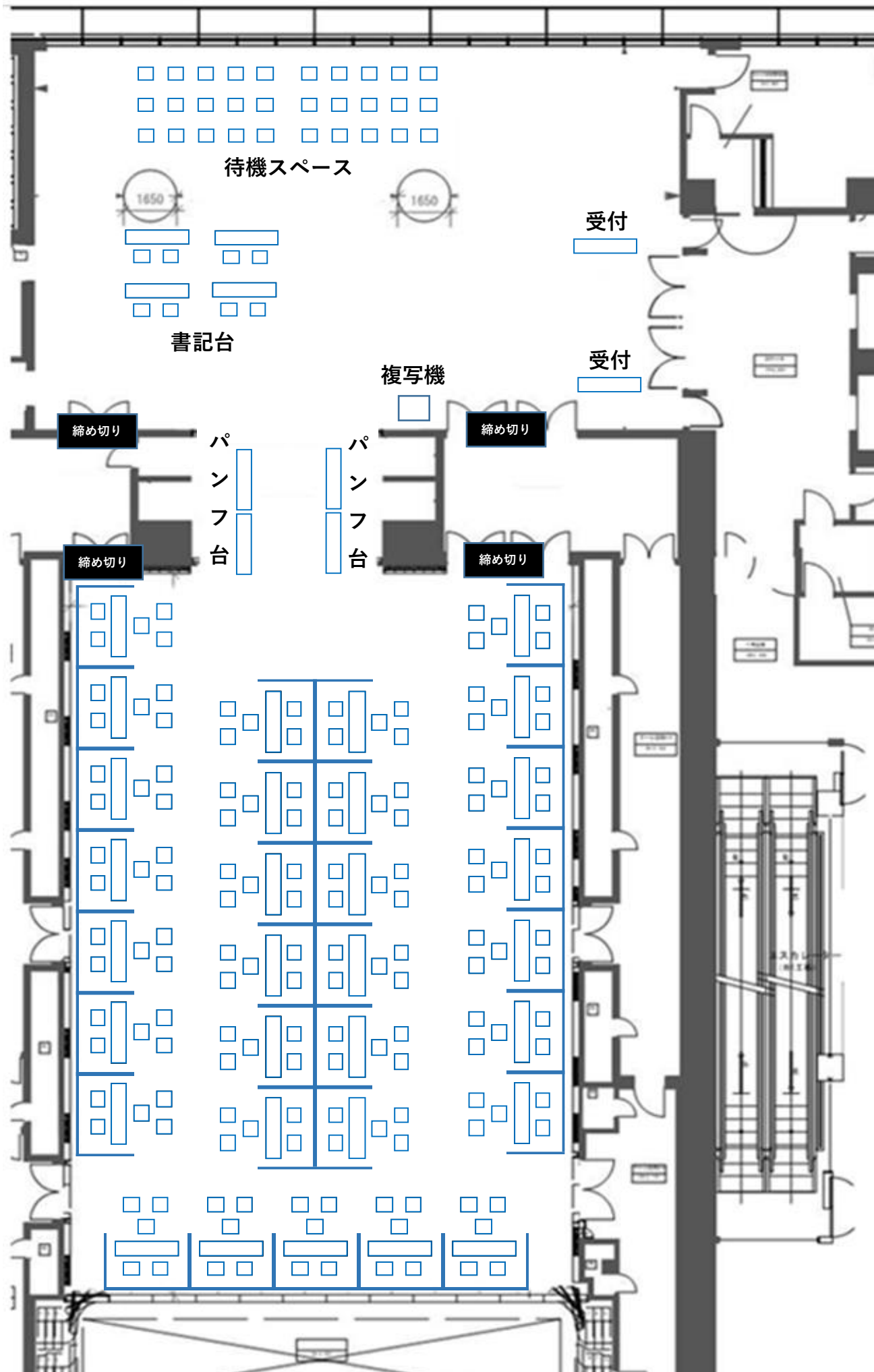
(10) 問題発生時の連絡体制

情報漏えい及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、以下の連絡先にその問題の内容について報告すること。

(事業担当部局) 鹿児島労働局職業安定部訓練課 099-219-8711

(契約担当部局) 鹿児島労働局総務部総務課 099-223-8275

Li-Ka南国ホール ホールレイアウト案



「令和 7 年度 年度後半における集中的な就職面接会事業」

実施スケジュール

実施項目	期限	備考
リーフレットデータ作成	8 月 8 日	リーフレットデータのみ労働局へ納品
ホームページにて 開催案内	8 月 18 日	面接会専用サイト（または事業所サイト内の面接会専用ページ）へ開催案内掲載
ポスター・リーフレット 納品 （面接会 10 週前）	8 月 27 日必着	労働局・各安定所・県へ納品 （仕様書別紙 2・3 参照）
高校・大学等への発送 （面接会 8 週前）	9 月 10 日必着	開催案内文書等やリーフレット発送 （大学等へはポスターも含む） （仕様書別紙 4～11 参照）
企業申込締切	9 月 29 日	募集開始以降、1 週間ごとに参加申し込み状況を労働局へ報告すること。報告の際は仕様書別紙 13「参加申込一覧」を使用すること。
企業へ結果連絡 （面接会 4 週前）	10 月 8 日	申込事業所へ結果連絡（電話・メール等） （落選企業も含む）
参加企業公表 （面接会 4 週前）	10 月 10 日	面接会専用ホームページにて参加企業公表
参加企業へ当日案内通知 （面接会 2 週前）	10 月 22 日	参加企業へ当日の留意事項を案内
鹿児島市市電広告 （面接会 18 日前から 前日まで）	10 月 17 日～ 11 月 3 日	（仕様書別紙 12 参照）
当日公表資料	11 月 4 日 15 時 30 分	当日の参加者数等を集計し労働局へ報告 （仕様書別紙 18 参照）
開催結果報告書 （面接会後 1 ヶ月目途）	12 月 4 日	内定状況は 3 ヶ月後まで 労働局へ報告すること

印刷物仕様書

鹿児島労働局

件名	「新卒者のための就職面接会 i n 鹿児島」周知・広報用ポスター																																													
規格等	大きさ B2 数 量 65枚 紙質等 マットコート 四六判 135kg 印 刷 オフセット印刷 4色刷り（フルカラー）・片面印刷 装 丁 化粧断ち その他 デザイン料を含めること。 リサイクル適正ランク A または B とすること。																																													
納入期限	8 月 27 日（水）																																													
納入場所	<table><tr><th>納入先</th><th>数量（枚）</th></tr><tr><td>受託業者（大学等への送付分）</td><td>39</td></tr><tr><td>鹿児島労働局 西千石庁舎</td><td>3</td></tr><tr><td>鹿児島公共職業安定所</td><td>2</td></tr><tr><td>鹿児島公共職業安定所 熊毛出張所</td><td>1</td></tr><tr><td>鹿児島公共職業安定所 ワークプラザ天文館</td><td>1</td></tr><tr><td>鹿児島公共職業安定所 鹿児島新卒応援ハローワーク</td><td>2</td></tr><tr><td>川内公共職業安定所</td><td>1</td></tr><tr><td>川内公共職業安定所 宮之城出張所</td><td>1</td></tr><tr><td>鹿屋公共職業安定所</td><td>1</td></tr><tr><td>国分公共職業安定所</td><td>1</td></tr><tr><td>国分公共職業安定所 大口出張所</td><td>1</td></tr><tr><td>加世田公共職業安定所</td><td>1</td></tr><tr><td>伊集院公共職業安定所</td><td>1</td></tr><tr><td>大隅公共職業安定所</td><td>1</td></tr><tr><td>出水公共職業安定所</td><td>1</td></tr><tr><td>名瀬公共職業安定所</td><td>1</td></tr><tr><td>指宿公共職業安定所</td><td>1</td></tr><tr><td>鹿児島県商工労働水産部産業人材確保・移住促進課</td><td>2</td></tr><tr><td>鹿児島県教育庁高校教育課</td><td>2</td></tr><tr><td>鹿児島県総務部学事法制課</td><td>2</td></tr><tr><td>合 計</td><td>65</td></tr></table>		納入先	数量（枚）	受託業者（大学等への送付分）	39	鹿児島労働局 西千石庁舎	3	鹿児島公共職業安定所	2	鹿児島公共職業安定所 熊毛出張所	1	鹿児島公共職業安定所 ワークプラザ天文館	1	鹿児島公共職業安定所 鹿児島新卒応援ハローワーク	2	川内公共職業安定所	1	川内公共職業安定所 宮之城出張所	1	鹿屋公共職業安定所	1	国分公共職業安定所	1	国分公共職業安定所 大口出張所	1	加世田公共職業安定所	1	伊集院公共職業安定所	1	大隅公共職業安定所	1	出水公共職業安定所	1	名瀬公共職業安定所	1	指宿公共職業安定所	1	鹿児島県商工労働水産部産業人材確保・移住促進課	2	鹿児島県教育庁高校教育課	2	鹿児島県総務部学事法制課	2	合 計	65
納入先	数量（枚）																																													
受託業者（大学等への送付分）	39																																													
鹿児島労働局 西千石庁舎	3																																													
鹿児島公共職業安定所	2																																													
鹿児島公共職業安定所 熊毛出張所	1																																													
鹿児島公共職業安定所 ワークプラザ天文館	1																																													
鹿児島公共職業安定所 鹿児島新卒応援ハローワーク	2																																													
川内公共職業安定所	1																																													
川内公共職業安定所 宮之城出張所	1																																													
鹿屋公共職業安定所	1																																													
国分公共職業安定所	1																																													
国分公共職業安定所 大口出張所	1																																													
加世田公共職業安定所	1																																													
伊集院公共職業安定所	1																																													
大隅公共職業安定所	1																																													
出水公共職業安定所	1																																													
名瀬公共職業安定所	1																																													
指宿公共職業安定所	1																																													
鹿児島県商工労働水産部産業人材確保・移住促進課	2																																													
鹿児島県教育庁高校教育課	2																																													
鹿児島県総務部学事法制課	2																																													
合 計	65																																													
納入方法	上記の納入先に、それぞれ納入すること。																																													
備考	原稿の詳細については、労働局職員と協議のうえ決定すること。 完成品の P D F データ (10Mb 以内) を労働局に提供すること。																																													

印刷物仕様書

鹿児島労働局

件名	「新卒者のための就職面接会 i n 鹿児島」周知・広報用リーフレット																																															
規格等	大きさ A4 数 量 3,655枚 紙質等 マットコート 四六判 90kg 印 刷 オフセット印刷 表：4色刷り（フルカラー） 裏：1色刷り（黒:別紙 3-1 参照） 装 丁 化粧断ち その他 デザイン料を含めること。 リサイクル適正ランク AまたはBとすること。																																															
納入期限	8月27日（水）																																															
納入場所	<table><tr><th>納入先</th><th>数量（枚）</th></tr><tr><td>受託業者（高校への送付分）</td><td>1,695</td></tr><tr><td>受託業者（大学等への送付分）</td><td>1,395</td></tr><tr><td>鹿児島労働局 西千石庁舎</td><td>50</td></tr><tr><td>鹿児島公共職業安定所</td><td>30</td></tr><tr><td>鹿児島公共職業安定所 熊毛出張所</td><td>10</td></tr><tr><td>鹿児島公共職業安定所 ワークプラザ天文館</td><td>10</td></tr><tr><td>鹿児島公共職業安定所 鹿児島新卒応援ハローワーク</td><td>100</td></tr><tr><td>川内公共職業安定所</td><td>50</td></tr><tr><td>川内公共職業安定所 宮之城出張所</td><td>5</td></tr><tr><td>鹿屋公共職業安定所</td><td>50</td></tr><tr><td>国分公共職業安定所</td><td>50</td></tr><tr><td>国分公共職業安定所 大口出張所</td><td>5</td></tr><tr><td>加世田公共職業安定所</td><td>30</td></tr><tr><td>伊集院公共職業安定所</td><td>20</td></tr><tr><td>大隅公共職業安定所</td><td>40</td></tr><tr><td>出水公共職業安定所</td><td>15</td></tr><tr><td>名瀬公共職業安定所</td><td>15</td></tr><tr><td>指宿公共職業安定所</td><td>20</td></tr><tr><td>鹿児島県商工労働水産部産業人材確保・移住促進課</td><td>15</td></tr><tr><td>鹿児島県教育庁高校教育課</td><td>15</td></tr><tr><td>鹿児島県総務部学事法制課</td><td>15</td></tr><tr><td>合 計</td><td>3,635</td></tr></table>		納入先	数量（枚）	受託業者（高校への送付分）	1,695	受託業者（大学等への送付分）	1,395	鹿児島労働局 西千石庁舎	50	鹿児島公共職業安定所	30	鹿児島公共職業安定所 熊毛出張所	10	鹿児島公共職業安定所 ワークプラザ天文館	10	鹿児島公共職業安定所 鹿児島新卒応援ハローワーク	100	川内公共職業安定所	50	川内公共職業安定所 宮之城出張所	5	鹿屋公共職業安定所	50	国分公共職業安定所	50	国分公共職業安定所 大口出張所	5	加世田公共職業安定所	30	伊集院公共職業安定所	20	大隅公共職業安定所	40	出水公共職業安定所	15	名瀬公共職業安定所	15	指宿公共職業安定所	20	鹿児島県商工労働水産部産業人材確保・移住促進課	15	鹿児島県教育庁高校教育課	15	鹿児島県総務部学事法制課	15	合 計	3,635
納入先	数量（枚）																																															
受託業者（高校への送付分）	1,695																																															
受託業者（大学等への送付分）	1,395																																															
鹿児島労働局 西千石庁舎	50																																															
鹿児島公共職業安定所	30																																															
鹿児島公共職業安定所 熊毛出張所	10																																															
鹿児島公共職業安定所 ワークプラザ天文館	10																																															
鹿児島公共職業安定所 鹿児島新卒応援ハローワーク	100																																															
川内公共職業安定所	50																																															
川内公共職業安定所 宮之城出張所	5																																															
鹿屋公共職業安定所	50																																															
国分公共職業安定所	50																																															
国分公共職業安定所 大口出張所	5																																															
加世田公共職業安定所	30																																															
伊集院公共職業安定所	20																																															
大隅公共職業安定所	40																																															
出水公共職業安定所	15																																															
名瀬公共職業安定所	15																																															
指宿公共職業安定所	20																																															
鹿児島県商工労働水産部産業人材確保・移住促進課	15																																															
鹿児島県教育庁高校教育課	15																																															
鹿児島県総務部学事法制課	15																																															
合 計	3,635																																															
納入方法	上記の納入先に、それぞれ納入すること。																																															
備考	原稿の詳細については、労働局職員と協議のうえ決定すること。 完成品の P D F データ (10Mb以内) を労働局に <u>8月8日まで</u> に提供すること。																																															

「新卒者のための就職面接会in鹿児島」参加申込書

Mail ○○○○○○○@○○○○○

○○株式会社「新卒者のための就職面接会」係行

申込期限

9/29(月)

必着

Mail送信後は、お電話にてご確認ください。申込書などが届いていない場合がございます

必ず求人票を添付してください(2件まで)

※面接会当日、求職者に配布する冊子に掲載いたします。

※鹿児島県内が就業地となる正社員募集であり、かつ**既卒3年以内の方も応募可**である求人に限ります。※掲載する求人票は**1法人2件**までとなります。他の求人票は当日会場にて独自に配布してください。※**ハローワークへ求人申込をされている企業が対象となります。**

※ユースエール・えるぼし・プラチナくるみん・くるみんの認定企業は優先して参加できます。

企業名				本社所在地		
県内事業所名 所在地	※本社が県外の場合のみご記入ください					
業種 求人票裏面左下の産業分類 をご記入ください	産業分類コード 小分類3桁		名称			
認定等 取得状況	☐ ユースエール ☐ えるぼし ☐ プラチナくるみん ☐ くるみん					
担当者	所属・役職					
	フリガナ					
	氏名					
	電話					
	E-mail					
参加希望時間帯 (いずれかに○をお願いします)	午 前 ・ 午 後 ・ どちらでも可					
募集 (いずれかに○をお願いします)	職種	勤務地	採用 人数	求人番号	求人冊子掲載	
					求人票・求人情報 掲載 (添付する2件の求人票に○)	求人情報のみ 掲載 (左記以外に4つまで○)
高校 ・ 大学等						
高校 ・ 大学等						
高校 ・ 大学等						
高校 ・ 大学等						
高校 ・ 大学等						
高校 ・ 大学等						

【注意事項】

○この申込書は、法人ごとに作成してください。グループ企業で1つの面接ブースに集約いただける場合は、ご連絡いただきますようお願いいたします。

○参加企業は50社程度を予定しております。申込が多数の場合は抽選を基本としますが、ユースエール・えるぼし・プラチナくるみん・くるみん認定企業を優先させていただきます。また、職種や求人の種類(高卒、大卒等)等のバランス、求人数、就業場所などにより調整させていただくことがあります。

○参加の可否につきましては、10月8日(水)頃までにE-mailもしくはお電話にてお知らせいたします。参加不可となった理由等のお問い合わせには応じられませんので予めご了承ください。

○一覧に掲載する求人情報は最大6件まで可能です。一覧にのみ掲載する求人情報であっても、求人票を必ず添付をしてください。

面 談 票

令和7年度 「新卒者のための就職面接会 i n 鹿児島」

令和7年11月4日

フリガナ 氏 名			性 別 ※	
学校名	高等学校			科
希望職種			就職を希望する地域（市町村）	
資格等	取得年月	資格等の名称		
	年 月			
	年 月			
	年 月			
趣味 特技			校内外の 諸活動	
自己 紹介	(あなたの得意科目や長所などを記入して、企業の方に自己アピールしてみましょう。)			

【生徒のみなさんへ】

※ 「性別」欄：記載は任意です。未記載とすることも可能です。

- ◎ 多くの企業の方との出会いを通じ、より良い就職内定へとつながるよう、この機会を最大限にいかしてください。
- ◎ 面接を受ける際に、この面接票を企業に提出してください。
- ◎ この面接票は、面接を受ける予定の企業の数よりも、余分に準備しておきましょう。

高等学校の送付先一覧(通信制・定時制別掲)

	管 轄 安定所	設立 区分	学 校 名			送付枚数	〒	住 所	TEL
1	鹿児島	国	鹿児島大学教育学部 附属特別支援	学校		5	890-0005	鹿児島市下伊敷1-10-1	099-224-6257
2	〃	県	鶴 丸	高等学校		1	890-8502	鹿児島市薬師2-1-1	099-251-7387
3	〃	〃	甲 南	高等学校		1	890-0052	鹿児島市上之園町23-1	099-254-0175
4	〃	〃	鹿児島中央	高等学校		1	892-0846	鹿児島市加治屋町10-1	099-226-1574
5	〃	〃	錦 江 湾	高等学校		2	891-0133	鹿児島市平川町4047	099-261-2121
6	〃	〃	武 岡 台	高等学校		2	890-0022	鹿児島市小野町3175	099-281-5233
7	〃	〃	開 陽	高等学校		25	891-0198	鹿児島市西谷山1-2-1	099-263-3733
8	〃	〃	開 陽	高等学校	定時制	10	891-0198	鹿児島市西谷山1-2-1	099-263-3733
9	〃	〃	開 陽	高等学校	通信制	30	891-0198	鹿児島市西谷山1-2-1	099-263-3733
10	〃	〃	明 桜 館	高等学校		20	891-1105	鹿児島市郡山町100	099-298-4124
11	〃	〃	松 陽	高等学校		1	899-2702	鹿児島市福山町573	099-278-3986
12	〃	〃	鹿児島東	高等学校		15	892-0861	鹿児島市東坂元3-28-1	099-247-2000
13	〃	〃	鹿児島工業	高等学校		30	890-0014	鹿児島市草牟田2-57-1	099-222-9205
14	〃	〃	鹿児島南	高等学校		5	891-0141	鹿児島市谷山中央8-4-1	099-268-2255
15	〃	〃	種 子 島	高等学校		15	891-3196	西之表市西之表9607-1	0997-22-1270
16	〃	〃	種子島中央	高等学校		10	891-3604	熊毛郡中種子町野間4258-1	0997-24-2401
17	〃	〃	屋 久 島	高等学校		10	891-4205	熊毛郡屋久島町宮之浦2479-1	0997-42-0013
18	〃	〃	鹿児島高等特別支援学校	学校		10	892-0861	鹿児島市東坂元3-28-1	099-248-3670
19	〃	〃	中種子特別支援学校	学校		5	891-3604	熊毛郡中種子町野間6584-4	0997-27-2818
20	〃	市	鹿児島玉龍	高等学校		1	892-0806	鹿児島市池之上町20-57	099-247-7161
21	〃	〃	鹿児島商業	高等学校		40	892-0863	鹿児島市西坂元町58-1	099-247-7171
22	〃	〃	鹿児島女子	高等学校		30	890-0012	鹿児島市玉里町27-1	099-223-8341
23	〃	県	鹿児島盲	学校		5	891-0117	鹿児島市西谷山1-3-3	099-263-6660
24	〃	〃	鹿児島聾	学校		5	890-8686	鹿児島市下伊敷1-52-27	099-228-2200
25	〃	〃	武岡台特別支援学校	学校		10	890-0022	鹿児島市小野町2760	099-282-0440
26	〃	〃	鹿児島特別支援学校	学校		10	892-0877	鹿児島市吉野1-42-1	099-243-0114
27	〃	〃	鹿児島南特別支援学校	学校		10	891-0117	鹿児島市西谷山2-5-3	099-266-6642
28	〃	私	鹿児島	高等学校		25	890-0042	鹿児島市薬師1-21-9	099-255-3211
29	〃	〃	鹿児島実業	高等学校		40	891-0180	鹿児島市五ヶ別府町3591-3	099-286-1313
30	〃	〃	樟 南	高等学校		35	890-0031	鹿児島市武岡1-120-1	099-281-2900
31	〃	〃	鹿児島情報	高等学校		40	891-0141	鹿児島市谷山中央2-4118	099-268-3101
32	〃	〃	ラ・サール	高等学校		1	891-0192	鹿児島市小松原2-10-1	099-268-3121
33	〃	〃	鹿児島純心女子	高等学校		1	890-8522	鹿児島市唐湊4-22-2	099-254-4121
34	〃	〃	池 田	高等学校		1	890-0033	鹿児島市西別府町1680	099-282-7888
35	〃	〃	志 學 館	高等部		1	890-0069	鹿児島市南郡元町32-1	099-252-1038
36	〃	〃	鹿児島修学館	高等部		1	890-0023	鹿児島市永吉2-9-1	099-258-2211
37	〃	〃	屋久島おおぞら	高等学校	通信制	20	891-4406	熊毛郡屋久島町平内34-2	0997-47-3300
38	〃	〃	クラーク記念国際	鹿児島キャンパス		30	890-0055	鹿児島市上荒田町6-18	099-813-8360
39	〃	〃	ヒューマン キャンパス	鹿児島学習 センター		30	892-0847	鹿児島市西千石町17-3 太陽生命鹿児島第2ビル5階	099-216-8312

仕様書別紙5

	管 轄 安定所	設立 区分	学 校 名			送付枚数	〒	住 所	TEL
40	〃	〃	鹿 島 学 園	高等学校	鹿児島キャンパス	20	890-0045	鹿児島市武1丁目5-22 エスポワールリアンビル2F	099-296-9432
41	〃	〃	鹿 島 学 園	高等学校	鹿屋キャンパス	20	893-1205	肝属郡肝付町宮下248-5	0994-65-8011
42	〃	〃	鹿 島 学 園	高等学校	薩摩川内キャンパス	20	895-0024	薩摩川内市鳥追町3-1-1F	0996-29-5272
43	〃	〃	鹿 島 朝 日	高等学校	国分キャンパス	20	899-4341	霧島市国分野口東6-11 MBC開発国分ビル2階	0995-73-8222
44	〃	〃	桜 心	高等学院		30	892-0847	鹿児島市西千石町3-21 有馬ビル6階	099-813-7515
45	川内	県	川 内	高等学校		5	895-0061	薩摩川内市御陵下町6-3	0996-23-7274
46	〃	〃	川 内 商 工	高等学校		30	895-0012	薩摩川内市平佐町1835	0996-25-2554
47	〃	〃	川薩清修館	高等学校		15	895-1401	薩摩川内市入来町副田5961	0996-44-5020
48	〃	〃	薩 摩 中 央	高等学校		25	895-1811	薩摩郡さつま町虎居1900	0996-53-1207
49	〃	私	れ い め い	高等学校		5	895-0041	薩摩川内市隈之城町2205	0996-23-3178
50	鹿屋	県	串 良 商 業	高等学校		10	893-1603	鹿屋市串良町岡崎2496-1	0994-63-2533
51	〃	〃	楠 隼	高等学校		1	893-1206	肝属郡肝付町前田5025	0994-65-1192
52	〃	〃	鹿 屋	高等学校		1	893-0016	鹿屋市白崎町13-1	0994-42-4145
53	〃	〃	鹿 屋 農 業	高等学校		30	893-0014	鹿屋市寿2-17-5	0994-42-5191
54	〃	〃	鹿 屋 工 業	高等学校		25	893-0032	鹿屋市川西町4490	0994-42-2165
55	〃	〃	垂 水	高等学校		10	891-2106	垂水市中央町14	0994-32-0062
56	〃	〃	南 大 隅	高等学校		10	893-2501	肝属郡南大隅町根占川北413	0994-24-3155
57	〃	市	鹿 屋 女 子	高等学校		20	893-0064	鹿屋市西原1-24-35	0994-43-2584
58	〃	県	鹿屋特別支援学校	学校		15	893-0067	鹿屋市大浦町14000	0994-44-5109
59	〃	私	鹿 屋 中 央	高等学校		20	893-0014	鹿屋市寿8-12-26	0994-43-3310
60	国分	県	大 口	高等学校		5	895-2511	伊佐市大口里2670	0995-22-1441
61	〃	〃	伊 佐 農 林	高等学校		20	895-2506	伊佐市大口原田574	0995-22-1445
62	〃	〃	霧 島	高等学校		15	899-6507	霧島市牧園町宿窪田330-5	0995-76-0039
63	〃	〃	蒲 生	高等学校		15	899-5304	姶良市蒲生町下久徳848-2	0995-52-1155
64	〃	〃	加 治 木	高等学校		1	899-5214	姶良市加治木町仮屋町211	0995-63-2052
65	〃	〃	加治木工業	高等学校		50	899-5211	姶良市加治木町新富町131	0995-62-3166
66	〃	〃	隼 人 工 業	高等学校		20	899-5106	霧島市隼人町内山田1-6-20	0995-42-0023
67	〃	〃	国 分	高等学校		2	899-4332	霧島市国分中央2-8-1	0995-46-0001
68	〃	〃	福 山	高等学校		5	899-4501	霧島市福山町福山5399-1	0995-56-2734
69	〃	市	国 分 中 央	高等学校		30	899-4332	霧島市国分中央1-10-1	0995-46-1535
70	〃	県	加治木特別支援学校	学校		1	899-5241	姶良市加治木町木田1784	0995-63-5729
71	〃	〃	牧之原特別支援学校	学校		5	899-4501	霧島市福山町福山6140-1	0995-56-2665
72	〃	私	龍 桜	高等学校		30	899-5241	姶良市加治木町木田5348	0995-63-3001
73	〃	〃	鹿 児 島 第 一	高等学校		1	899-4345	霧島市国分府中214	0995-46-4608
74	〃	〃	大口明光学園	高等学校		1	895-2511	伊佐市大口里1830	0995-22-0609
75	加世田	県	枕 崎	高等学校		10	898-0052	枕崎市岩崎町3	0993-72-0217
76	〃	〃	鹿 児 島 水 産	高等学校		30	898-0083	枕崎市板敷南町650	0993-76-2111
77	〃	〃	加 世 田	高等学校		1	897-0003	南さつま市加世田川畑3200	0993-53-2049
78	〃	〃	加世田常潤	高等学校		20	897-0002	南さつま市加世田武田14863	0993-53-3600
79	〃	〃	川 辺	高等学校		1	897-0221	南九州市川辺町田部田4150	0993-56-1151
80	〃	〃	薩 南 工 業	高等学校		30	897-0302	南九州市知覧町郡5232	0993-83-2214

	管 轄 安定所	設立 区分	学 校 名			送付枚数	〒	住 所	TEL
81	〃	〃	南薩特別支援学校	学校		5	899-3403	南さつま市金峰町尾下326	0993-77-0100
82	〃	私	鳳 鳳	高等学校		50	897-1121	南さつま市加世田唐仁原1202	0993-53-3633
83	伊集院	県	吹 上	高等学校		20	899-3305	日置市吹上町今田1003	099-296-2411
84	〃	〃	伊 集 院	高等学校		1	899-2504	日置市伊集院町郡1984	099-273-2195
85	〃	〃	市 来 農 芸	高等学校		15	899-2101	いちき串木野市湊町160	0996-36-2341
86	〃	〃	串 木 野	高等学校		10	896-0024	いちき串木野市美住町65	0996-32-2064
87	〃	〃	串木野特別支援学校	学校		10	896-0056	いちき串木野市八房1041	0996-32-4105
88	〃	私	神 村 学 園	高等部		50	896-8686	いちき串木野市別府4460	0996-32-3232
89	〃	私	神 村 学 園	高等部	通信制	30	896-8686	いちき串木野市別府4460	0996-32-3232
90	〃	〃	鹿 児 島 城 西	高等学校		50	899-2593	日置市伊集院町清藤1938	099-273-1234
91	〃	〃	鹿 児 島 育 英 館	高等学校		1	899-2505	日置市伊集院町猪鹿倉550	099-273-1407
92	大隅	県	曾 於	高等学校		20	899-8605	曾於市末吉町二之方6080	0986-76-6646
93	〃	〃	志 布 志	高等学校		1	899-7104	志布志市志布志町安楽178	099-472-0200
94	〃	私	尚 志 館	高等学校		30	899-7104	志布志市志布志町安楽6200-1	099-472-1318
95	出水	県	鶴 翔	高等学校		20	899-1611	阿久根市赤瀬川1800	0996-72-7310
96	〃	〃	野 田 女 子	高等学校		20	899-0502	出水市野田町下名5454	0996-84-2074
97	〃	〃	出 水	高等学校		1	899-0213	出水市西出水町1700	0996-62-0281
98	〃	〃	出 水 工 業	高等学校		10	899-0214	出水市五万石町358	0996-62-0010
99	〃	市	出 水 商 業	高等学校		20	899-0131	出水市明神町200	0996-67-1069
100	〃	県	出水特別支援学校	学校		10	899-0208	出水市文化町966	0996-63-3400
101	〃	私	出 水 中 央	高等学校		40	899-0213	出水市西出水町448	0996-62-0500
102	名瀬	県	大 島	高等学校		1	894-8588	奄美市名瀬安勝町7-1	0997-52-4451
103	〃	〃	奄 美	高等学校		20	894-8567	奄美市名瀬古田町1-1	0997-52-6121
104	〃	〃	奄 美	高等学校	定時制	5	894-8567	奄美市名瀬古田町1-1	0997-52-0353
105	〃	〃	大 島 北	高等学校		5	894-0512	奄美市笠利町中金久356	0997-63-0005
106	〃	〃	古 仁 屋	高等学校		5	894-1508	大島郡瀬戸内町古仁屋399-1	0997-72-0034
107	〃	〃	喜 界	高等学校		3	891-6201	大島郡喜界町赤連2536	0997-65-0024
108	〃	〃	徳 之 島	高等学校		5	891-7101	大島郡徳之島町亀津784	0997-82-1850
109	〃	〃	沖 永 良 部	高等学校		5	891-9293	大島郡知名町余多241	0997-93-2014
110	〃	〃	与 論	高等学校		5	891-9301	大島郡与論町茶花1234-1	0997-97-2064
111	〃	〃	大島特別支援学校	高等学校		5	894-0412	大島郡龍郷町芦徳1912-1	0997-62-3050
112	〃	私	樟 南 第 二	高等学校		20	891-7611	大島郡天城町天城297	0997-85-2511
113	指宿	県	指 宿	高等学校		1	891-0402	指宿市十町236	0993-22-3535
114	〃	〃	山 川	高等学校		5	891-0516	指宿市山川成川3423	0993-34-0141
115	〃	〃	顥 娃	高等学校		5	891-0702	南九州市顥娃町牧之内2000	0993-36-1141
116	〃	市	指 宿 商 業	高等学校		30	891-0315	指宿市岩本2747	0993-25-2204
117	〃	県	指宿特別支援学校	学校		2	891-0403	指宿市十二町4193-2	0993-23-3211

《作成例》

令和 年 月 日

各 高等学校長 殿
関係特別支援学校長 殿

鹿児島労働局委託事業受託者
(受託会社名)

「新卒者のための就職面接会 i n 鹿児島」のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より格別なご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社におきまして、鹿児島労働局の委託事業「年度後半の集中的な就職面接会事業」により下記のとおり「新卒者のための就職面接会 i n 鹿児島」を開催いたしますのでご案内申し上げます。

生徒の皆様への周知と参加勧奨にご協力いただきますようお願いいたします。

敬具

記

- 開催日時
令和7年11月4日（火）【午前の部】10：00～12：00
【午後の部】13：30～15：30
(受付 9：30～15：00 ただし、12：00～13：00 を除く)
- 開催場所
ライカ南国ホール（鹿児島市中央町19-40 Li-Ka1920 5階）
- 対象者
令和8年3月卒業予定の高校・大学・大学院・短期大学・高等専門学校・専修（専門）学校・公共職業能力開発施設等の学生及びこれらを卒業後3年以内の者。
- 参加企業
上記対象者を、県内の就業場所において正社員で募集中の企業、約50社。
午前と午後で参加企業を変更する二部構成による実施。
- 申込み
事前に参加者数をメールでお知らせください。当日は受付で参加人数をご申告ください。
- 求人情報
(受託会社名)のウェブサイト(URL)にて〇月〇日頃から参加企業を公表いたします。
また、高卒就職情報WEB提供サービスにも掲載されます。
- 面接票の準備
事前に数枚の面接票をご準備ください。様式は(受託会社名)のウェブサイト(URL)に掲載いたします。

- 8 生徒の引率
生徒の参加にあたりましては不慮の事故等に配慮するため学校行事の一環として先生による引率をお願いします。先生の引率が困難な場合は保護者による送迎等ご配慮をお願いします。
- 9 会場の駐車場
Li-Ka1920 施設内の駐車場はございません。できるだけ公共交通機関でのご来場をお願いします。
- 10 飲食について
南国ホール及びホワイエでの飲食はご遠慮ください。当日は、同フロアの貸会議室ルームCを昼食及び待機スペースとして利用いただけます。
- 11 正式応募について
この面接会での面接は、正式な応募ではありませんので、後日、正式応募のため「全国高等学校統一用紙」による応募書類を面接を受けた企業あてへ送付してください。応募書類は、面接会后およそ2週間以内には発送をお願いします。本面接会を通じての正式応募につきましては、今年度においても、鹿児島県高等学校就職問題検討会議での申し合わせにより複数応募が可能です。
- 12 実施主体等
鹿児島労働局及びハローワークによる主催、鹿児島県教育委員会及び鹿児島県の共催により開催いたします。

【お問い合わせ】

(受託会社名)

令和7年度「年度後半における集中的な就職面接会事業」受託事業者

E-mail : ○○○○○(担当 : ○○○)

TEL : 000-000-0000

FAX : 000-000-0000

《作成例》

「新卒者のための就職面接会 i n 鹿児島」のご案内（生徒用）

1 日時と場所

- (1) 日時：令和 7 年 1 1 月 4 日（火）
【午前の部】10:00～12:00 【午後の部】13:30～15:30
（受付時間 9:30～15:00 ただし 12:00～13:00 を除く）
- (2) 場所：鹿児島市中央町 19-40 Li-Ka19-20 5 階
ライカ南国ホール

2 事前の準備

- (1) 事前に参加企業の求人票を見て仕事内容や条件などをご確認ください。
- (2) 参加企業の一覧は、〇月〇日頃から、（会社名）のウェブサイト（アドレス）に掲載します。
- (3) 参加企業の求人票は、〇月〇日頃から、高卒就職情報WEB提供サービスに掲載します。高卒就職情報WEB提供サービスのIDとパスワードは進路指導担当の先生にお尋ねください。ウェブサイトを見ることができない場合は、進路指導担当の先生から求人票を印刷してもらってください。
- (4) 面接会に行く前に面談票を数枚準備してください。

3 面接会当日

- (1) 受付は9時30分からです。引率の先生がいない場合は、ご自身で受付を済ませてください。
- (2) ホール等での飲食はご遠慮ください。当日は同フロアの貸会議室ルームCを開放しておりますので、そちらを昼食等にご利用ください。
- (3) できるだけ多くの企業のブースで話を聞いてみましょう。いろんな企業の説明を受けることで、より良い就職内定につながります。
- (4) 面談をする際は、企業の担当者へ面談票を提出してください。
- (5) 面談希望者が多い企業ブースでは、複数人での面談になる場合もあります。
- (6) 帰る前に、「アンケート」を記入して受付に提出してください。

4 面接会終了後

- (1) 就職面接会での面談は、正式な応募ではありません。就職面接会が終わったら、進路指導担当の先生に正式に応募したい企業を報告してください。この就職面接会を通じての正式応募については、同時にいくつでも応募が可能です。

大学・短大の送付先一覧

	管 轄 安定所	設立 区分	学 校 名	ポスター 送付 枚数	リーフレット 送付 枚数	〒	住所	TEL
1	鹿児島	国	鹿 児 島 大 学	1	200	890-0065	鹿児島市郡元1-21-24	099-285-3553
2	〃	私	鹿 児 島 国 際 大 学	1	280	891-0197	鹿児島市坂之上8-34-1	099-263-0722
3	〃	〃	志 學 館 大 学	1	50	890-8504	鹿児島市紫原1-59-1	099-812-8507
4	〃	県	鹿児島県立短期大学	1	60	890-0005	鹿児島市下伊敷1-52-1	099-220-1111
5	〃	私	鹿児島純心女子短期大学	1	60	890-8525	鹿児島市唐湊4-22-1	099-258-1276
6	〃	〃	鹿児島女子短期大学	1	100	890-8565	鹿児島市高麗町6-9	099-254-9191
7	川内	〃	鹿 児 島 純 心 大 学	1	70	895-0011	薩摩川内市天辰町2365	0996-23-5311
8	鹿屋	国	鹿 屋 体 育 大 学	1	60	891-2393	鹿屋市白水町1	0994-46-4883
9	国分	私	第 一 工 科 大 学	1	30	899-4395	霧島市国分中央1-10-2	0995-45-0640
10	〃	〃	第一幼児教育短期大学	1	40	899-4395	霧島市国分中央1-10-2	0995-47-2072
11	〃	国	鹿児島工業高等専門学校	1	20	899-5193	霧島市隼人町真孝1460-1	0995-42-9015

専修(専門)学校の送付先一覧 (無料職業紹介事業届出校)

	管 轄 安定所	学 校 名	ポスター 送付 枚数	リーフレット 送付 枚数	〒	住 所	TEL
1	鹿児島	赤塚学園美容・デザイン専門学校	1	10	890-0055	鹿児島市上荒田町6-1	099-813-0033
2	〃	鹿児島医療技術専門学校	1	70	891-0133	鹿児島市平川町字宇都口5417-1	099-261-6161
3	〃	鹿児島医療福祉専門学校	1	30	890-0034	鹿児島市田上8-21-3	099-281-9911
4	〃	鹿児島公務員専修学校	1	5	890-0034	鹿児島市田上1-12-2	099-251-6171
5	〃	今村学園ライセンスアカデミー	1	30	892-0838	鹿児島市新屋敷町2-10	099-225-3300
6	〃	鹿児島歯科学院専門学校	1	5	892-0841	鹿児島市照国町13-15	099-223-7851
7	〃	鹿児島情報ビジネス公務員専門学校	1	5	892-0842	鹿児島市東千石町19-32	099-223-8400
8	〃	鹿児島鍼灸専門学校	1	10	890-0051	鹿児島市高麗町37-7	099-259-0615
9	〃	鹿児島キャリアデザイン専門学校	1	40	891-0141	鹿児島市谷山中央2-4173	099-267-2411
10	〃	KCS鹿児島情報専門学校	1	5	890-0065	鹿児島市郡元1-9-5	099-258-0121
11	〃	鹿児島工学院専門学校	1	5	891-0101	鹿児島市五ヶ別府町3721-7	099-281-7111
12	〃	南九州医療事務医療秘書専門学校	1	20	890-0054	鹿児島市荒田1-27-1	099-250-7111
13	〃	鹿児島レディスカレッジ	1	5	892-0846	鹿児島市加治屋町12-9	099-239-2603
14	〃	赤塚学園看護専門学校	1	10	890-0055	鹿児島市上荒田町21-12	099-812-6611
15	〃	鹿児島環境・情報専門学校	1	5	890-0034	鹿児島市田上3-4-8	099-204-7112
16	〃	鹿児島県美容専門学校	1	5	890-0063	鹿児島市鴨池2-4-6	099-254-3117
17	国分	鹿児島第一医療リハビリ専門学校	1	50	899-4395	霧島市国分中央1-12-42	0995-48-5551
18	伊集院	神村学園専修学校	1	20	896-8686	いちき串木野市別府4460	0996-32-3232
19	〃	鹿児島県立農業大学校	1	20	899-3311	日置市吹上町和田1800	099-245-1071
20	名瀬	奄美看護福祉専門学校	1	20	894-0771	奄美市名瀬小湊338-2	0997-54-9111
21	〃	奄美情報処理専門学校	1	5	894-0012	奄美市名瀬小俣町3-50	0997-52-6999

公共職業能力開発施設の送付先一覧

	管 轄 安定所	学 校 名	ポスター 送付 枚数	リーフレット 送付 枚数	〒	住 所	TEL
1	鹿児島	鹿児島職業能力開発促進センター	1	5	890-0068	鹿児島市東郡元町14-3	099-254-3788
2	川内	川内職業能力開発短期大学校	1	5	895-0211	薩摩川内市高城町2526	0996-22-2121
3	〃	宮之城高等技術専門校	1	5	895-1804	薩摩郡さつま町船木881	0996-53-0207
4	鹿屋	鹿屋高等技術専門校	1	5	893-0032	鹿屋市川西町3482	0994-44-8674
5	伊集院	吹上高等技術専門校	1	5	899-3302	日置市吹上町中之里1717	099-296-2050
6	国分	姶良高等技術専門校	1	15	899-5431	姶良市西餅田1120	0995-65-2247
7	川内	鹿児島障害者職業能力開発校	1	10	895-1402	薩摩川内市入来町浦之名1432	0996-44-2206

7

50

《作成例》

令和 年 月 日

各 学校長 殿

鹿児島労働局委託事業受託者
(受託会社名)

「新卒者のための就職面接会 i n 鹿児島」のご案内

平素より格別なご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社におきまして、鹿児島労働局の委託事業「令和7年度 年度後半における集中的な就職面接会事業」により下記のとおり「新卒者のための就職面接会 i n 鹿児島」を開催いたしますのでご案内申し上げます。

学生の皆様への周知と参加勧奨にご協力いただきますようお願い申し上げます。
敬具

記

- 1 開催日時
令和7年11月4日(火)【午前の部】10:00～12:00
【午後の部】13:30～15:30
(受付 9:30～15:00 ただし、12:00～13:00 を除く)
- 2 開催場所
ライカ南国ホール(鹿児島市中央町19-40 Li-Ka1920 5階)
- 3 対象者
令和8年3月卒業予定の大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修(専門)学校・高校・公共職業能力開発施設等の学生及びこれらを卒業後3年以内の者。
- 4 参加企業
上記対象者を、県内の就業場所において正社員で募集中の企業、約50社。
午前と午後で参加企業を変更する二部構成による実施。
- 5 実施主体等
鹿児島労働局及びハローワークによる主催、鹿児島県教育委員会及び鹿児島県の共催により開催いたします。

【お問い合わせ】

(受託会社名)

令和7年度「年度後半における集中的な就職面接会事業」受託事業者

E-mail: ○○○○○(担当: ○○○)

TEL: 000-000-0000

FAX: 000-000-0000

ポスター印刷・掲示仕様書

件 名	新卒者のための就職面接会 i n 鹿児島 ポスター印刷・掲示
規 格 等	(1) ポスター 大きさ ・ B 3 (横長) (広告ハサミで隠れること等を考慮すること。) 数量 ・ B 3 (横長) 90枚 (予備を含めて) 印刷 ・ 4 色刷り (フルカラー) リサイクル対応 ・ リサイクル適正ランク A または B (2) 交通広告 鹿児島市電(窓吊り・両窓) B 3 84枚 (市電42台に2枚ずつ掲示し、可能な限り両左右窓に掲示すること)
原 稿	B 3 版 当面接会のリーフレットを参考に、B 3 版で作成すること。(広告ハサミで隠れること等を考慮)
掲 載 期 間 等	上記 (2) の交通広告の掲載期間は、 令和7年10月17日 (金) から令和7年11月 3 日 (月) までの18日間
備 考	B 3 ポスターは上部30mmは、金具止めで見えなくなるため、デザインに留意すること。 要校正 1 回程度 本仕様に定めのない事項その他不明の点がある場合は、担当係員との協議によるものとする。 実際に現場に貼り出した状態をデジタルカメラ等で撮影し、掲載期間終了後速やかに鹿児島労働局 職業安定部訓練課担当まで提出すること。

「新卒者のための就職面接会」参加申込一覧

受付番号	事業所名	午前・午後	認定等取得状況	求人種類		産業分類 コード	産業名	職種 コード	職種	勤務地	求人番号	求人冊子掲載	
				高校	大学等							求人票掲載	一覧のみ
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

「新卒者のための就職面接会」参加申込一覧

受付番号	事業所名	午前・午後	認定等取得状況	求人種類		産業分類 コード	産業名	職種 コード	職種	勤務地	求人番号	求人冊子掲載	
				高校	大学等							求人票掲載	一覧のみ
1	株式会社 ○○	どちらでも	—	○		062	土木工事業（舗装工事業除く）	048-10	総合職	鹿児島市	46000-0000009	○	
					○			048-10	総合職	鹿児島市	46000-1111119	○	
2	社会福祉法人 ○○	午前	くるみん	○		855	障害者福祉事業	049-04	生活支援員	日置市	46000-2222229	○	
				○				049-05	児童指導員	日置市	46000-3333339	○	
				○					保育士		46000-4444449		○
				○					栄養士		46000-5555559		○
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

求人票に記載あり

印刷物仕様書			鹿児島労働局
件名	求人企業情報冊子		
規格等	大きさ	A 4（冊子）	
	数 量	200冊（120頁前後）	
	紙質等	表紙：色上質紙 厚口 本文：再生上質紙 A判35kg 古紙配合率70%以上かつ白色度70%程度	
	印 刷	オフセット印刷 表紙：表1色・裏1色刷り 本文：表1色・裏1色刷り ページ番号を印刷すること	
	製 本	並製本（無線綴じ）	
	その他	リサイクル適正ランクAとすること。	
納入期限	面接会の前日まで		
納入場所	受託業者		
備考	ブース番号順、職業別それぞれの参加企業一覧表を掲載すること。 面接会場のブース配置図を掲載すること。 求人票両面分を1ページに割り当てること。 ユースエール認定企業については、求人票のほか企業PRシートを掲載すること。企業PRシートは労働局がPDFファイルで提供する。 他、冊子デザイン、掲載内容については鹿児島労働局と協議の上決定すること。		

事前のご連絡にご協力ください。(提出目安:10月31日(金)まで)

M a i l : ○○○○○○○○○@○○○○

送 信 先 : 鹿児島労働局委託事業受託者
(受託者会社名)

高等学校 受付票

学校名	高等学校
引率者数	人
面接会の参加生徒数	人

受 付 票

1枚目

※複写式ですので、強めにご記入ください。

参加区分（いずれかに○をしてください） 在学中（ 大学 ・ 大学院 ・ 短大 ・ 高専 ・ 専門 ・ 訓練校 ） 既 卒		
ふりがな 氏 名	性別 ※	
	年齢	歳
現住所 〒 -		
連絡先電話番号 - -		
e-mail: @		
連絡を取りやすい時間帯（いつでも大丈夫であれば記入は不要です） 午前 ・ 午後 時 分 ～ 時 分頃		
最終学校名（学部・学科等もご記入ください）		
令和 年 月 卒業見込み ・ 卒業 ・ 中退（該当に○）		

※「性別」欄：記載は任意です。未記載とすることも可能です。

◎ 1枚目は受付に提出してください。

◎ 企業との面談の際に、2枚目以降を1枚ずつ担当者に提出してください。

◎ 記載された個人情報は、当面接会の目的以外は使用しません。

面 談 票

2枚目以降

※複写式ですので、強めにご記入ください。

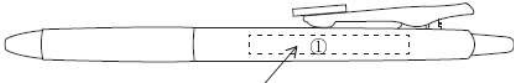
参加区分（いずれかに○をしてください） 在学中（ 大学 ・ 大学院 ・ 短大 ・ 高専 ・ 専門 ・ 訓練校 ） 既 卒		
ふりがな 氏 名	性別 ※	
	年齢	歳
現住所 〒 -		
連絡先電話番号 - -		
e-mail: @		
連絡を取りやすい時間帯（いつでも大丈夫であれば記入は不要です） 午前 ・ 午後 時 分 ～ 時 分頃		
最終学校名（学部・学科等もご記入ください）		
令和 年 月 卒業見込み ・ 卒業 ・ 中退（該当に○）		

※「性別」欄：記載は任意です。未記載とすることも可能です。

◎ 1枚目は受付に提出してください。

◎ 企業との面談の際に、2枚目以降を1枚ずつ担当者に提出してください。

◎ 記載された個人情報は、当面接会の目的以外は使用しません。

ボールペン制作仕様書		
鹿児島労働局		
件名	新卒応援ハローワーク 宣伝ボールペン制作	
規格等	サイズ	0.5mm
	色	黒
	印 刷	①本体軸部分：フルカラー印刷 【ボールペンイメージ】 あくまでイメージのためグリップやクリップのないタイプでも可  印刷イメージ：就活の相談なら鹿児島新卒応援ハローワークへ ☎ 099(224)3433
	数 量	200本（100本1箱等の納品可。個包装不要）
	その他	使い切りタイプのボールペンを使用するなど経費の削減に努めること。
納入期限	面接会の前日まで	
納入場所	受託業者	
備考	・完成デザイン（書体など）の著作権については、鹿児島労働局に帰属する。 ・デザインの考察に関する費用も入札価格に含まれるものとし、デザインは落札業者よりデザイン案の提出を受け、協議・校正し決定する。 ・印刷前に最終校正を提出すること。	

面談人数確認票

※ お帰りの際には、必ず事務局へご提出ください。

面接人数	高校生	名
	大学生等	名
ブース番号	番	
企業名		

面談人数確認票

※ お帰りの際には、必ず事務局へご提出ください。

面接人数	高校生	名
	大学生等	名
ブース番号	番	
企業名		

令和7年11月5日

報道機関各位

鹿児島労働局職業安定部
訓練課長

本日の「新卒者のための就職面接会in鹿児島」の結果は、下記のとおりでした。

記

1 参加企業数

0

社

(内訳)

建設業	製造業	運輸・通信業	卸売り・小売業	飲食店・宿泊業	医療・福祉業	サービス業	その他	合計
産業分類 06～08	産業分類 09～32	産業分類 37～49	産業分類 50～61	産業分類 75～77	産業分類 83～85	71～74 78～80 86～96	左記以外	0

2 参加高校数

校

3 求人数

人

4 参加者数

高校生	大学生等	既卒者	合計
人	人	人	人

年度後半における集中的な就職面接会事業委託要綱

(通則)

第1条 年度後半における集中的な就職面接会事業（以下「委託事業」という。）の委託については、この要綱の定めるところによる。

(委託事業の目的)

第2条 委託事業は、年度後半になっても内定を得ることができない高等学校及び大学等卒業予定者等の就職活動を支援し、未内定のまま卒業すること等を防ぐことを目的とする。

(委託事業の内容)

第3条 委託事業は、高等学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校において卒業年次の者及び既卒3年以内の者のいずれかを対象に含む就職面接会を年度後半に開催する。委託事業は、次のⅠからⅥまでに掲げる事業を実施する。

- Ⅰ 会場の確保
- Ⅱ 求人企業の選定
- Ⅲ 学生等参加者への周知広報
- Ⅳ 就職面接会の当日の運営
- Ⅴ 就職面接会の開催結果報告
- Ⅵ その他就職面接会の企画、運営に係る業務

(委託先)

第4条 鹿児島労働局長（以下「委託者」という。）は、本事業の実施に必要な特定の技術等を有する者のうち、競争入札に参加し落札した者（以下「受託者」という。）に、委託するものとする。

(委託事業実施計画書の提出)

第5条 受託者は、落札決定日から14日以内に「委託事業実施計画書」（別添1）を委託者に提出するものとする。

なお、再委託を行う場合は、次条に規定する「年度後半における集中的な就職面接会事業委託契約書」（別添2）（以下「契約書」という。）第12条第2項の書類を併せて提出するものとする。

(委託事業実施計画書等の審査及び契約の締結)

第6条 本事業の実施に必要な事項については、契約書に定める。

- 2 委託者は、前条による委託事業実施計画書を受け、事業の目的に照らし、適当と認めるときは、支出負担行為担当官鹿児島労働局総務部長が、遅滞なく受託者と契約を締結するものとする。また、受託者が再委託を希望する場合は、契約書第12条第2項の承認を必要とするものとする。

(別添 1)

令和 年 月 日

委託事業実施計画書

住 所
受 託 者
代 表 者

1 委託事業の目的・内容

(1) 目的

(2) 内容

2 委託事業を行う場所

3 委託事業実施期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日

4 実施計画の内容

(1) 委託事業実施計画（内訳別紙のとおり）

(2) 所要経費 金 円（内訳別紙のとおり）

(別添 1 内訳別紙)

委託事業実施計画

(1) 委託事業実施計画

(2) 所要経費

(単位：円)

区 分	金 額	所 要 経 費 積 算 内 訳
1 事業費		
2 管理費		
3 人件費		
4 消費税		
合 計		

(別添 2)

年度後半における集中的な就職面接会事業委託契約書 (案)

年度後半における集中的な就職面接会事業委託要綱に基づく令和 年度における事業 (以下「委託事業」という。) の委託について、支出負担行為担当官鹿児島労働局総務部長 堀池 岳 (以下「甲」という。) と (受託者名) (役職) (氏名) (以下「乙」という。) とは、次のとおり契約を締結する。

(委託事業)

第 1 条 鹿児島労働局長 (以下「委託者」という。) は、委託事業の実施を乙に委託する。

(事業の目的)

第 2 条 委託事業は、年度後半になっても内定を得ることができない高等学校及び大学等卒業予定者等の就職活動を支援し、未内定のまま卒業すること等を防ぐことを目的とする。

(委託事業の実施)

第 3 条 乙は、委託者が定めた「年度後半における集中的な就職面接会事業に係る仕様書」及び、乙が委託者に提出した「委託事業実施計画書」に基づき委託事業を行わなければならない。

(委託期間)

第 4 条 委託事業の委託期間は、契約日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(委託費の交付額)

第 5 条 甲は、乙に対し、委託事業の実施に要する経費 (以下「委託費」という。) として、金〇〇〇, 〇〇〇円 (うち消費税額及び地方消費税額金〇〇〇, 〇〇〇円) を限度に交付する。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法 (昭和 63 年法律第 108 号) 第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た金額である。

3 乙は、委託費を別紙「委託費交付内訳」に記載された委託対象経費区分 (以下「経費区分」という。) に従って使用しなければならない。

(委託事業等の変更等)

第 6 条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、委託事業変更通知書 (様式第 1 号) により、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

- (1) 委託事業の内容を変更するとき
- (2) 国の予算額に変更があったとき
- 2 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、委託事業変更承認申請書（様式第2号）を委託者に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 実施計画に掲げる事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）
 - (2) 委託費の経費区分の配分を変更する場合（人件費及び消費税を除く委託費の経費区分相互間において、それぞれの配分額のいずれか低い方の額の20%以内の変更を除く。）
- 3 委託者が、前2項の場合において、委託契約を変更する必要があると認めるときは、甲は、変更委託契約書（様式第3号）により、乙と変更委託契約を締結するものとする。
- 4 乙は、委託事業を中止又は廃止しようとするときは、委託事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を委託者に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 乙は、委託事業が予定の委託期間内に完了しないと見込まれるとき又は委託事業の遂行が困難となったときは、速やかに委託者に報告し、その指示を受けなければならない。

（契約保証金）

第7条 甲は、この契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（他用途使用等の禁止）

第8条 乙は、委託費をこの委託事業の目的に沿った事業経費以外に使用してはならない。また、委託事業の目的に沿った使用であっても、単価・数量に妥当性を欠くような過大な支出は禁止する。

（財産及び機器等の管理）

- 第9条 乙は、委託事業の実施に伴って取得した物品、特許権及び著作権等（以下「財産」という。）及び賃貸借契約で調達した設備、機械・器具及び備品（以下「機器等」という。）については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、委託費の交付の目的に従って効率的な運用を図らなければならない。
- 2 乙は、委託事業の実施に当たり、乙が所有する財産及び機器等を使用することを原則とするが、別途、財産及び機器等の整備が必要となる場合は、特段の事情がない限り賃貸借契約で対応することとする。この場合、財産及び機器等管理の必要から帳簿を備え付け、管理上必要な事項を記録しなければならない。

（郵券等の保管禁止）

第10条 郵券、回数券、プリペイドカード等金券及び消耗品を委託費により購入した場合には、委託事業の終了等までの間に費消しないことを禁止する。

(財産処分の制限)

- 第11条 乙は、委託事業完了等により財産の処分が発生する場合には、委託者経由で財産処分承認申請書（様式第5号）を甲に提出し、その承認を受けなければならない。なお、委託事業の実施に伴い取得した全ての財産について、売払い等により収入があったときは、国に納付しなければならない。
- 2 乙は、委託事業の実施に伴い取得した財産のうち、甲が指定したものについては、委託事業が終了（委託事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、これを甲に返還するものとする。

(再委託)

- 第12条 乙は、委託事業の全部を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。
- 2 乙は、再委託する場合には、委託者経由で甲に再委託に係る承認申請書（様式第6号）を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合はこの限りでない。
- 3 乙は、委託事業の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託先」という。）の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。
- 4 乙は、委託事業の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託先と約定しなければならない。

(承認を受けた再委託内容の変更)

- 第13条 乙は、承認を受けた再委託の内容を変更する場合には、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、再委託に係る変更承認申請書（様式第7号）を委託者経由で甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(履行体制)

- 第14条 乙は、再委託先から更に第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図（様式第8号）を委託者経由で甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、履行体制図に変更があるときは、速やかに履行体制図変更届出書（様式第9号）を委託者経由で甲に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、提出を要しない。
- (1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合
 - (2) 事業参加者の住所の変更のみの場合
 - (3) 契約金額の変更のみの場合

- 3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

（実施状況報告書）

- 第15条 委託者は、委託事業の実施状況を把握するため必要があると認めたときは、乙に対し、委託事業実施状況報告書（様式第10号）の提出を求めることができるものとする。
- 2 乙は、前項の規定により委託者から委託事業実施状況報告書の提出を求められた場合には、その要求があった日から20日以内に提出しなければならない。
- 3 委託者は、委託事業実施状況報告書の内容から必要があると認める場合には、当該業務の実施について指示をすることができるものとする。

（業務完了報告書の提出）

- 第16条 乙は、業務終了後、直ちに業務完了報告書（様式第11号）を甲の指定する検査職員に提出しなければならない。

（検査の実施）

- 第17条 検査職員は、前条の業務完了報告書の提出後10日以内又は国の会計年度の末日までのいずれか早い時期までに、乙の業務の完了を確認し、検査調書を作成する。乙は、検査職員の検査に協力し、検査職員から立会いを求められた場合には、これに立ち会わなければならない。
- 2 乙は、検査の結果、不合格であったときは、検査職員の指定する期間内に未履行部分の業務を完了しなければならない。この場合に要する費用は乙の負担とする。
- 3 前項の規定は、不合格後の再検査の際にも適用するものとする。

（実施結果報告書の提出）

- 第18条 乙は、委託事業が終了（中止又は廃止を含む）したときは、その日から起算して30日以内又はその翌年度の4月10日のいずれか早い日までに委託事業実施結果報告書（様式第12号）を委託者に提出しなければならない。

（委託費の区分経理等）

- 第19条 乙は、委託事業の実施経過を明らかにするため、他の経理と区分して委託事業に係る収入額及び支出額を記載し、委託費の使途を明らかにしておかなければならない。

（書類の備付け及び保存）

- 第20条 乙は委託事業の実施経過並びに委託事業に係る収入及び支出の関係を明らかにするため、委託事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理するとと

もに、これに係る国の会計及び物品に関する規定に準じて、会計帳簿、振込書・領収書、決議書、預金通帳等の関係書類を整備しなければならない。

- 2 乙は、前項の書類等を委託事業の終了(中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、又は現に監査、検査、訴訟等における対象となっている場合においては、当該監査、検査、訴訟等が終了するまでの間のいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

(実施に関する監査)

第21条 委託者は、委託事業の実施に関し必要があるときは、乙に対して関係書類及び資料の提出を求め、報告をさせ又は質問するなどの監査を行うことができることとする。この場合において、乙は、当該監査に応じなければならない。

- 2 委託者は、乙が再委託を行っている場合で必要があるときは、再委託先に対して、委託事業に係る関係書類及び資料について前項と同様の措置を講ずることができることとする。この場合において、乙は、再委託先をして当該措置に応じさせなければならない。

(委託費の精算等)

第22条 乙は、委託事業が終了(中止又は廃止を含む)したときは、その日から起算して30日以内又はその翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、委託費精算報告書(様式第13号)を委託者を經由して甲に提出しなければならない。なお、乙は、甲に提出する前に、出入金の状況及び内容を帳簿等で突合及び確認するとともに、精算報告書の支出額・残額とも帳簿等において確認しなければならない。

- 2 甲は、前項の委託費精算報告書の提出を受けたときは、遅滞なくその内容を審査し、適正と認めたときは委託費の額を確定し、委託事業委託費確定通知書(様式第14号)により委託者を經由して乙に対して委託費の確定通知を行うものとする。なお、委託費の確定額は、委託事業に要した経費と第5条第1項に規定する委託費の限度額を経費区分毎に比較し、いずれか低い額とする。
- 3 委託事業の総額が、第5条第1項の額を超えるときには、その差額については、乙が負担する。
- 4 乙は第2項の規定による確定通知を受けたときは、委託費支払請求書(様式第15号)を作成し官署支出官鹿児島労働局長(以下「官署支出官」という。)に請求するものとし、官署支出官は、原則として支払うべき額を確定した後、乙が提出する委託費支払請求書に基づいて支払を行う。この場合において、官署支出官は乙から適法な請求書を受理した日から30日以内にその支払を行うものとする。

(委託費の概算払)

第23条 乙が概算払による支払を要望する場合は、甲は乙の資力、委託事業の内容及び事務の内容等を勘案し、真にやむを得ないと認めた場合には、これを財務大臣

に協議し、承認が得られた場合には、乙の請求により、国の支払計画承認額の範囲内で概算払をすることができる。

- 2 乙は前項の概算払を請求するときは、委託費概算払請求書（様式第16号）を官署支出官に提出するものとする。この場合において、官署支出官は乙から適法な請求書を受理した日から30日以内にその支払を行うものとする。

（支払遅延利息）

第24条 官署支出官は、自己の責に帰すべき事由により、第22条第4項又は前条第2項に定める期間内に乙に委託費を支払わない場合は、当該未払金額に対し昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」（以下、「告示」という。）に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として支払わなければならない。

（概算払における委託費の返還）

第25条 乙は、第23条の規定に基づき委託費の概算払を受けた場合で第22条第2項の規定により委託費の額を確定した結果、委託費に残額が生じたときは甲の指示（様式第17号）により、その超える額を返還しなければならない。この場合において甲は第22条第2項に規定する確定通知を省略できるものとする。

また、委託費の取扱いから生じた預金利息についても甲の指示（様式第17号）に従って返還しなければならない。

（財産の帰属）

第26条 委託事業の実施に伴って取得した財産は、委託者に帰属するものとする。

（公表等の制限）

第27条 乙は、委託者の承認を受けた場合のほかは、委託事業の実施結果を公表してはならない。

- 2 乙は、委託事業遂行上知り得た秘密を第三者に洩らし又は他の目的に使用してはならない。

（参加資格に定めた事項に違反したときの報告）

第28条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、参加資格に定めた事項に違反したときは、速やかに甲に報告する。

（契約の解除等）

第29条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、委託事業の実施の全部若しくは一部の停止を命じ又は契約を解除若しくは変更することができる。

- （1）この契約又はこの契約に係る参加資格に定めた事項に違反したとき

- (2) 第21条に規定する監査において、関係書類及び資料を提出せず若しくは虚偽の資料を提出し、報告をせず若しくは虚偽の報告をし又は質問に対して回答せず若しくは虚偽の回答をするなどして監査を拒んだとき（再委託先にこれらの行為をさせ委託先をして監査を拒ませたときを含む。）。
 - (3) 第22条第1項の規定に基づき提出する委託費精算報告書その他委託事業に関し乙が行う甲への報告（第21条の報告を除く。）において、報告をせず又は虚偽の報告をしたとき
 - (4) この委託事業を適正に遂行することが困難であると委託者が認めるとき
- 2 甲は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。
- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、参加資格に定めた事項に違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
 - (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、競争参加資格に関する誓約書に虚偽があったことが判明したとき。
 - (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。
- 3 甲は、第1項及び前項の規定により、契約を全部解除したときは、第22条及び第25条の規定に準じて委託費の精算を行う。また、契約が解除された場合において、乙は、甲との協議に基づき委託事業の残務を処理するものとする。
- 4 前項の場合において、第1項又は第2項各号に規定する事由について故意または重大な過失がないことを、乙が客観的かつ合理的な証拠により立証した場合を除き、甲は委託費の一部又は全部を支払わないことができる。また、既に交付した委託費がある場合には、その返還を求めることができるものとする。

（契約の解除に係る違約金）

- 第30条 前条第1項第1号、同項第2号、同項第3号及び前条第2項の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10%に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（損害賠償）

- 第31条 乙は、この契約に違反し、又は乙の故意若しくは過失によって国に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として国に支払わなければならない

ない。

- 2 甲は、第29条第1項第4号の規定により契約の解除をしたときは、乙に対して損害賠償の請求をしないものとする。
- 3 乙は、この契約を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害を賠償するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合は、この限りでない。

（延滞金及び加算金）

- 第32条 乙は、第25条の規定による委託費の残額又は預金利息を甲の指定する期日までに支払わないときは、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年12月12日法律第256号）に基づき延滞金を支払わなければならない。
- 2 乙は、第30条第1項の規定による違約金及び前条第1項の規定による損害賠償金を甲の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年3.0%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。
 - 3 乙は、委託費を不適切に使用した場合において、その行為を隠匿する目的で経費に係る領収書や帳簿の改ざん等「故意」に行った不正行為、及び証拠書類等の滅失・毀損等による使途不明等「重過失」については、甲の求めにより、当該委託費の一部又は全部を返還し、更に委託費を受領した日の翌日を起算日として、支払の日までの日数に応じて、年20%の割合で計算した金額の範囲内の金額を加算金として支払わなければならない。また、注意義務違反等「過失」によるものは、不適切金額のみの返還とし、加算金を課さないこととする。
 - 4 甲は、前項の「過失」による場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、不適切な金額の全部又は一部を免除することができる。
 - 5 第3項の委託費の返還については、第1項の規定を準用する。延滞金、違約金、元本（返還する委託費）及び第3項の規定による加算金の弁済の充当の順序については、加算金、延滞金、違約金、元本の順とする。

（個人情報の取扱い）

- 第33条 乙は、この契約により知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を他に漏らしてはならない。
- 2 乙は、個人情報の漏えい防止のため、責任者を定め、委託事業に係る個人情報の取扱いに従事する者に関して、適切な措置を講じ、速やかに個人情報保護管理及び実施体制報告書（様式第18号）を委託者に提出しなければならない。なお、個人情報保護管理及び実施体制報告書は、個人情報保護管理体制及び実施体制に変更があった都度行うものとする。

- 3 乙は、委託契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報記録された資料等を委託者の承諾無しに、この契約による目的以外のために使用又は第三者に提供してはならない。
- 4 乙は、委託契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報記録された資料等を委託者の承諾無しに、当該契約による目的以外のために複写し、又は複製してはならない。作業の必要上委託者の承諾を得て複写又は複製した場合には、作業終了後、適正な方法で廃棄しなければならない。
- 5 乙が委託契約による事務を処理するために、委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この委託事業の終了等の後、直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- 6 乙は、個人情報の漏えい等、個人情報の適切な管理の上で問題となる事案が発生した場合には、事案の発生した経緯、事案の概要、対応状況等について個人情報漏えい等事案発生報告書（様式第19号）により、直ちに委託者に報告するとともに、委託者の指示に基づき、被害の拡大の防止、復旧等のために必要な措置を講じなければならない。
- 7 乙は、個人情報の管理の状況について、個人情報管理状況報告書（様式第20号）により、年1回以上委託者に報告しなければならない。
- 8 委託者は、必要と認めるときは、乙に対し個人情報の管理状況について検査を行うことができることとする。
- 9 本条の規定は、乙が委託事業の一部を再委託する場合及び再委託した業務に伴う当該第三者が再々委託を行う場合について準用する。
- 10 本条の規定（第2項及び第7項を除く）は、契約履行後においても準用する。

（委託事業の引継）

第34条 乙は、国の会計年度又は委託事業が終了（中止又は廃止を含む。）し、委託者が本委託事業を委託する次の事業者が乙でない場合には、当該事業の引継を乙が実施する委託事業が終了するまでに適切に行うものとする。

（信義則条項）

第35条 甲及び乙は、信義に基づき誠実にこの契約を履行する。

（談合等の不正行為に係る解除）

第36条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、乙に対する書面による通知により本契約の全部又は一部を解除することができる。

- （1）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）

第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（2）乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第37条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の指示に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10%に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（1）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

（2）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

（3）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（4）乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する延滞金）

第38条 乙が前条及び第47条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の延滞金を甲の指示に基づき支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第39条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、乙に対する書面による通知により本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第40条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、乙に対する書面による通知により本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第41条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。))及び再受託先(再委託以降の全ての受託者を含む。))並びに自己、下請負人又は再受託先が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。))とし

ないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第42条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が、下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、乙に対する書面による通知により本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第43条 甲は、第39条、第40条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、第39条、第40条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第44条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第45条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第46条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

(2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

(3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第47条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10%に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

第48条 甲は、第17条に規定する納品検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

(1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと

(2) 直ちに代金の減額を行うこと

2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(監査)

第49条 甲は、乙に対して仕様書等に定める情報セキュリティ対策に関する監査を行うことができる。この場合において、乙は、当該監査に応じなければならない。

2 甲は、前項に規定する監査を行うため、甲の指名する者を乙の事業所、工場その他の関係場所に派遣することができる。

3 甲は、第1項に規定する監査の結果、乙の情報セキュリティ対策が厚生労働省の定める基準を満たしていないと認められる場合は、その是正のため必要な措置を講じるよう求めることができる。

- 4 乙は、前項の規定による甲の求めがあったときは、速やかに、その是正措置を講じなければならない。
- 5 前各項の規定は、乙の下請負者について準用する。ただし、第3項に規定する甲が行う是正のための求めについては、乙に対し直接行うものとする。
- 6 乙は、甲が乙の下請負者に対し監査を行うときは、甲の求めに応じ、必要な協力をしなければならない。

(事故等発生時の措置)

- 第50条 乙は、保護すべき情報の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生したときは、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、その後速やかにその詳細を甲に報告しなければならない。
- 2 次に掲げる場合において、乙は、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、その後速やかにその詳細を甲に報告しなければならない。
 - (1) 保護すべき情報が保存されたサーバ又はパソコン（以下「サーバ等」という。）に悪意のあるコード（情報システムが提供する機能を妨害するプログラムの総称であり、コンピューターウイルス及びスパイウェア等をいう。以下同じ。）への感染又は不正アクセスが認められた場合
 - (2) 保護すべき情報が保存されているサーバ等と同一のネットワークに接続されているサーバ等に悪意のあるコードへの感染が認められた場合
 - 3 第1項に規定する事故について、それらの疑い又は事故につながるおそれのある場合は、乙は、適切な措置を講じるとともに、速やかに、その詳細を甲に報告しなければならない。
 - 4 前3項に規定する報告のほか、保護すべき情報の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生した可能性又は将来発生する懸念について乙の内部又は外部から指摘（報道を含む。）があったときは、乙は、当該可能性又は懸念の真偽を含む把握し得る限りの全ての背景及び事実関係の詳細を速やかに甲に報告しなければならない。
 - 5 前各項に規定する報告を受けた甲による調査については、前条の規定を準用する。
 - 6 乙は、第1項に規定する事故がこの契約に与える影響等について調査し、その後の措置について甲と協議しなければならない。
 - 7 第1項に規定する事故が乙の責めに帰すべき事由によるものである場合には、前項に規定する協議の結果、とられる措置に必要な費用は、乙の負担とする。
 - 8 前項の規定は、甲の損害賠償請求権を制限するものではない。

(契約履行後における乙の義務等)

- 第51条 第49条及び第50条の規定は、契約履行後においても準用する。ただし、当該情報が保護すべき情報でなくなった場合は、この限りでない。
- 2 甲は、契約履行後における乙に対する保護すべき情報の返却、提出等の指示のほか、業務に支障が生じるおそれがない場合は、乙に保護すべき情報の破棄を求め

ることができる。

3 乙は、前項の求めがあつた場合において、保護すべき情報を引き続き保有する必要があるときは、その理由を添えて甲に協議を求めることができる。

(その他)

第52条 この契約に定めなき事項又はこの契約に関して疑義を生じたときは、その都度甲と乙双方が協議の上、決定するものとする。

2 この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

甲 鹿児島県鹿児島市山下町13番21号
鹿児島合同庁舎2階
支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長

堀池 岳 印

乙 住 所
受託者名（役職）

（氏名） 印

委託費交付内訳

委託対象経費区分	委託費の額
1 事業費	
2 管理費	
3 人件費	
4 消費税	
合計	

(様式第 1 号)

令和 年 月 日
番 号

受託者 殿

鹿児島労働局長 印

委託事業変更通知書

年度後半における集中的な就職面接会事業について下記のとおり変更する必要が生じたので、通知します。

記

1 変更理由

2 変更事項

変 更 前	変 更 後

(様式第 2 号)

番 号
令和 年 月 日

鹿児島労働局長 殿

受託者名

委託事業変更承認申請書

年度後半における集中的な就職面接会事業について、変更する必要が生じたので、下記により申請します。

記

1 変更理由

2 変更年月日 令和 年 月 日

3 変更事項

変 更 前	変 更 後

(様式第 3 号)

変更委託契約書

令和 年 月 日付けで、支出負担行為担当官鹿児島労働局総務部長（氏名）（以下「甲」という。）と受託者（役職）（氏名）（以下「乙」という。）との間で締結した「年度後半における集中的な就職面接会事業委託契約書」について、当該契約書第 6 条第 3 項に基づき、下記のとおり契約を変更する。

記

- 1。
- 2
- 3

この契約の成立の証として、本契約書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ、甲、乙それぞれ 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 鹿児島県鹿児島市山下町 13 番 21 号
鹿児島合同庁舎 2 階
支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長 堀池 岳 印

乙 住 所
受託者名（役職）（氏名） 印

(様式第4号)

番
令和 年 月 日 号

鹿児島労働局長 殿

受託者名

委託事業中止（廃止）承認申請書

年度後半における集中的な就職面接会事業について、下記により中止（廃止）する必要が生じたので、申請します。

記

1 中止（廃止）する事業内容

2 中止（廃止）する理由

3 中止期間又は廃止年月日

中止期間 令和 年 月 日から
 令和 年 月 日まで

廃止年月日 令和 年 月 日

(様式第 5 号)

番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

受託者

財産処分承認申請書

今般、年度後半における集中的な就職面接会委託事業により取得した財産について、下記のと通りの処分を認められたいので、年度後半における集中的な就職面接会事業委託契約書第 11 条第 1 項の規定により承認申請いたします。

記

- 1 財産の品目
- 2 数量
- 3 取得年月日
- 4 取得価格
- 5 取得後の使用状況
- 6 処分事由及び方法

※ 受託者が買取を希望する場合は、買取理由、買取希望額及び算定方法も記載すること。

(様式第 6 号)

番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

受託者名

再委託に係る承認申請書

年度後半における集中的な就職面接会事業の実施にあたり、その一部を下記により再委託することとしたいので申請します。

記

- 1 再委託の相手方の商号又は名称及び住所
- 2 再委託を行う相手方の業務の範囲
- 3 再委託を行う合理的理由
- 4 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
- 5 再委託金額
※ 見積書等の経費内訳を添付すること。
- 6 その他必要と認められる事項

(注) 再委託先が複数の場合は、再委託先毎の内容がわかるよう記載すること

(様式第 7 号)

番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

受託者名

再委託に係る変更承認申請書

年度後半における集中的な就職面接会事業の実施にあたり、その一部を再委託することとし、令和 年 月 日付けで承認を受けた内容を下記のとおり変更することとしたいので申請します。

記

	(変更前)	(変更後)
1 再委託の相手方の商号又は名称及び住所		
2 再委託を行う業務の範囲		
3 変更する理由		
4 変更後の事業者が委託される業務を履行する能力		
5 再委託を行う金額		
6 その他必要と認められる事項		

※ 見積書等の経費内訳を添付すること。

(注) 再委託先が複数の場合は、再委託先毎の内容がわかるよう記載すること。

(様式第 8 号)

番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長 殿

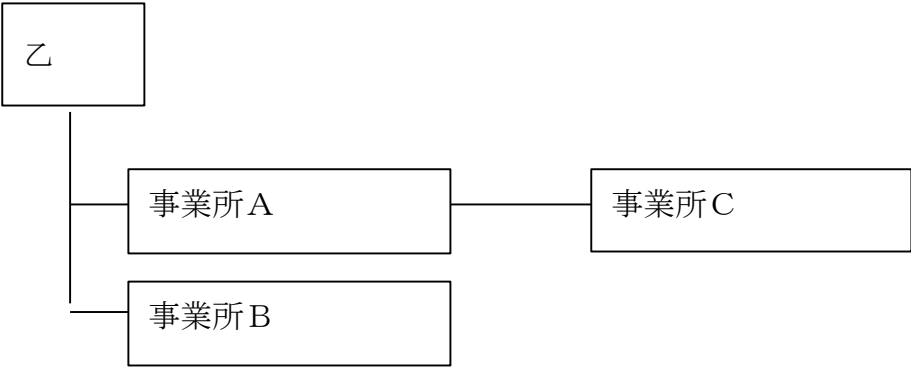
受託者名

履行体制図

- 【履行体制図に記載すべき事項】
- ・各事業参加者の事業所名及び住所
 - ・契約金額（乙が再委託する事業所のみ記載のこと。）
 - ・各事業参加者の行う業務の範囲
 - ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業所名	住所	契約金額（円）	業務の範囲
A	東京都〇〇区・・・		
B			
C			



(様式第 9 号)

番
令和 年 月 日
号

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

受託者名

履行体制図変更届出書

年度後半における集中的な就職面接会事業委託契約書第 14 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

- 1 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
- 2 変更の内容
- 3 変更後の体制図

(様式第 1 0 号)

番
令和 年 月 日 号

鹿児島労働局長 殿

受託者名

委託事業実施状況報告書

年度後半における集中的な就職面接会事業の実施状況について、下記のとおり報告
します。

記

1 実施の期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

2 実施状況

3 実施に伴う経費支出状況

事項	計画額	支出額	残額	備考
合計				

(様式第 1 1 号)

番
令和 年 月 日

検査職員
〇〇〇〇 殿

受託者名

業務完了報告書

契約件名 年度後半における集中的な就職面接会事業

上記の業務について、令和 年 月 日をもって完了したので、年度後半における集中的な就職面接会事業委託契約書第 1 6 条の規定に基づき報告します。

(様式第 1 2 号)

番 号
令和 年 月 日

鹿児島労働局長 殿

受託者名

委託事業実施結果報告書

年度後半における集中的な就職面接会事業の実施結果について、別添のとおり報告
します。

(様式第 1 3 号)

番
令和 年 月 日 号

支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長

受託者名

委託費精算報告書

令和 年 月 日契約を締結した年度後半における集中的な就職面接会事業の実施に係る委託費の精算について、下記のとおり報告します。

記

- 1 委託費の額 金 円也
- 2 受取済額 金 円也
- 3 委託事業により生じた収入額 金 円也
- 4 委託費支出内訳（明細は別添のとおり）

区分	①委託費の額	②流用額	③流用後の 委託費の額	④支出額	⑤③又は④い ずれか低い額	⑥差引残額 (③－⑤)
合計						

(様式第 1 4 号)

番 号
令和 年 月 日

(受託者) 殿

支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長 印

委託事業委託費確定通知書

令和 年 月 日付けで提出のあった「年度後半における集中的な就職面接会事業」の実施に係る委託事業実施結果報告書及び委託費精算報告書について、年度後半における集中的な就職面接会事業委託契約書に基づき審査した結果、下記のとおり確定したので通知します。

記

確 定 額 金 円也

(様式第 1 5 号)

番
令和 年 月 日

官署支出官
鹿児島労働局長 殿

受託者名

委託費支払請求書

令和 年 月 日契約を締結した年度後半における集中的な就職面接会事業の実施に係る経費として、下記金額を交付されたく請求します。

記

1 請求金額 金 円也

2 振込先

振込先金融機関・店舗名
預 金 種 別
口 座 番 号
(カ ナ 名 義)
口 座 名 義
名 義 人 住 所

(様式第 16 号)

番 号
令和 年 月 日

官署支出官

鹿児島労働局長 殿

受託者名

委託費概算払請求書

令和 年 月 日契約を締結した年度後半における集中的な就職面接会事業の実施に係る経費として、下記金額を交付されたく請求します。

記

1 委託費の額 金 円也

2 委託費申請内訳

令和 年 月 日から令和 年 月 日までに要する経費
明細については別紙のとおり

3 振込先

振込先金融機関・店舗名
預 金 種 別
口 座 番 号
(カ ナ 名 義)
口 座 名 義
名 義 人 住 所

(様式第 1 6 号―別紙)

委託費概算払請求内訳

区分	① 委託費の額	② 今回申請額	③ 既交付額	④ (②+③) 計	⑤ (①-④) 差引未交付額	備考
合計						

(様式第 17 号)

番 号
令和 年 月 日

(受託者) 殿

支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長 印

委託費確定通知及び返還命令書

標記について、令和 年 月 日付けで提出のあった年度後半における集中的な就職面接会事業の実施に係る委託事業実施結果報告書及び委託費精算報告書について、年度後半における集中的な就職面接会事業委託契約書に基づき審査した結果、下記のとおり確定したので通知します。

なお、確定額を超えて、既に交付されている委託費及び交付した委託費により発生した収入等については、同事業委託契約書の規定により令和 年 月 日までに、下記金額の返還を命じます。

記

1	委 託 契 約 額	金	円也
2	確 定 額	金	円也
3	返 還 額	金	円也
	委託費の残額		円
	預 金 利 息		円

(様式第 18 号)

番 号
令和 年 月 日

鹿児島労働局長 殿

受託者名

個人情報保護管理及び実施体制報告書

年度後半における集中的な就職面接会事業委託契約書第 33 条第 2 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 管理体制

2 実施体制

(様式第 19 号)

個人情報漏えい等事案発生報告書

(第〇報)

受託者名	発生場所
委託者への本報告書発送年月日	年 月 日 曜日 (発覚から 営業日)

(1) 委託者への事案報告年月日	年	月	日	曜日	(発覚から 営業日)
(2) 発覚年月日	年	月	日	曜日	—
(3) 発生年月日	年	月	日	曜日	—
(4) 事案の概要					

(様式第 2 0 号)

番 号
令和 年 月 日

鹿児島労働局長 殿

受託者名

個人情報管理状況報告書

年度後半における集中的な就職面接会事業委託契約書第 3 3 条第 7 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 目的外利用の有無 (有 ・ 無)
- 2 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件の遵守
(している ・ していない)
- 3 個人情報の複製等に関する事項の遵守 (している ・ していない)
- 4 個人情報の漏えい等事案発生時における対応に関する事項の遵守
(している ・ していない)
- 5 業務完了あるいは保持不要となった際の速やかな個人情報の消去及び媒体の返却
(している ・ していない)
- 6 その他講じた措置 (自由記載欄)